

# 歴史まちづくり法に基づく 5年間の取組み成果

平成 26 年 3 月

国土交通省都市局公園緑地・景観課

## <目 次>

<b>1</b>	<b>歴史的風致維持向上計画の認定状況</b>	<b>1</b>
1-1	認定都市数の推移	1
1-2	認定都市の概要	2
(1)	人口規模	2
(2)	都市の成り立ち	2
(3)	歴史まちづくりに関するこれまでの取組み等	5
(4)	歴史的風致維持向上計画策定の背景・目的	8
<b>2</b>	<b>維持向上すべき歴史的風致および重点区域の設定</b>	<b>10</b>
2-1	維持向上すべき歴史的風致の設定	10
2-2	重点区域の設定	13
(1)	重点区域の指定数・面積	13
(2)	要件となる文化財の種類・時代区分	16
<b>3</b>	<b>歴史的風致維持向上計画に基づく取組み</b>	<b>17</b>
3-1	計画の推進体制	17
(1)	庁内体制	17
(2)	庁外体制	19
3-2	良好な景観形成に関する施策との連携	21
3-3	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理	27
(1)	事業の目的と目的別の取組み事例	27
(2)	活用されている事業手法	37
(3)	年度別の事業費の推移等	38
3-4	歴史的風致形成建造物の指定状況	39
(1)	指定状況と建造物の種類等	39
(2)	歴史的風致形成建造物の標識	41
(3)	歴史的風致形成建造物の活用事例	43
3-5	歴史的風致維持向上支援法人の指定状況	45

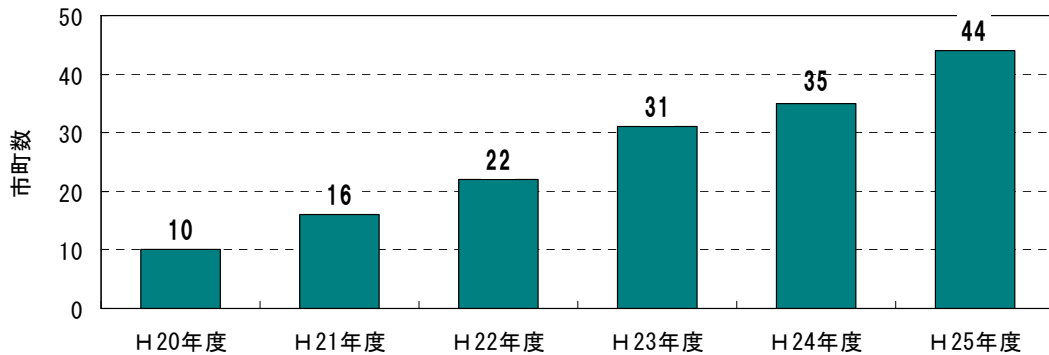
<b>4</b>	<b>歴史的風致維持向上計画に基づく取組みの成果</b> .....	<b>47</b>
4-1	歴史的風致維持向上計画の策定効果.....	47
4-2	歴史的風致維持向上計画に基づく取組み効果.....	48
	(1) 地域の歴史的風致の核となる歴史資源（文化財等）の修理・復原.....	48
	(2) 文化財の周辺等における良好な市街地景観の形成.....	51
	(3) まち中の回遊性の向上や交流人口の増加等による地域活性化.....	55
	(4) 伝統行事・産業等の歴史的活動・文化の継承.....	57
	(5) 歴史まちづくりに関する地域住民の意識向上.....	59
	(6) 歴史まちづくりの推進体制づくり・連携の促進.....	63
4-3	歴史まちづくりに関する課題解決効果.....	65
4-4	歴史的風致維持向上計画に基づく取組み効果のまとめ.....	66

# 1 歴史的風致維持向上計画の認定状況

## 1-1 認定都市数の推移

- 平成 21 年 1 月 19 日に、金沢市、高山市、彦根市、萩市、亀山市の 5 都市が歴史的風致維持向上計画の第 1 号の認定を受けて以降、年平均約 7 都市のペースで認定都市が増加しており、平成 26 年 2 月末の段階で全国 44 都市が歴史的風致維持向上計画の認定を受けている。
- 都道府県別に見ると、岐阜県が 5 市町、長野県が 4 市町と認定都市数が多く、地方ブロック別では、関東（9 都市）、中部（9 都市）が、現状で認定都市数が比較的多くなっている。

■年度別認定都市数の推移



■歴史的風致維持向上計画の認定都市

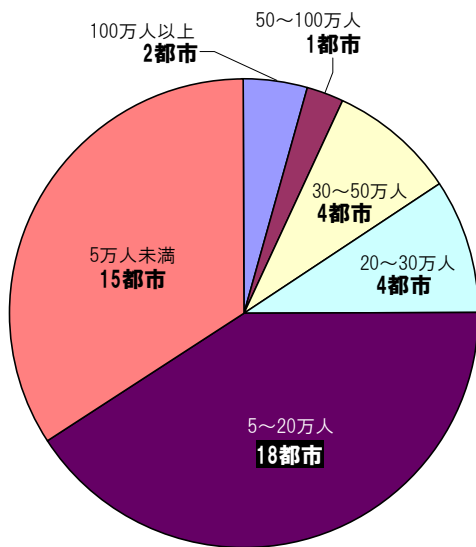


## 1-2 認定都市の概要

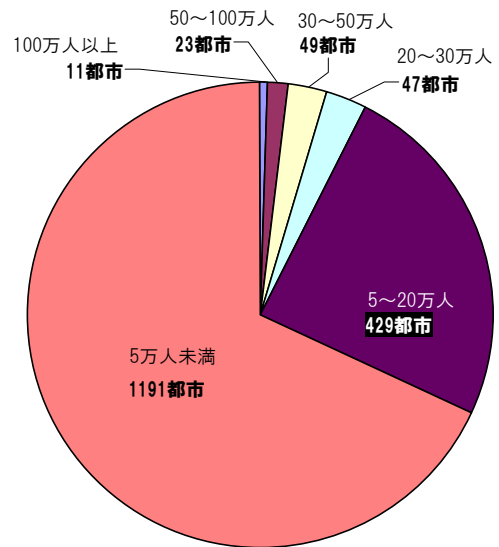
### (1) 人口規模

- ・ 認定都市の人口規模を見ると、5～20万人の都市が約4割（18都市）と最も多く、5万人未満の都市も15都市と比較的多くの都市が認定を受けている。
- ・ ただし、人口規模別の市町村数を見ると、全国の7割近い市町村が5万人以下の人口規模であり、相対的な割合としては高いとはいえない状況となっている。

■ 認定都市の人口（平成25年4月時点）

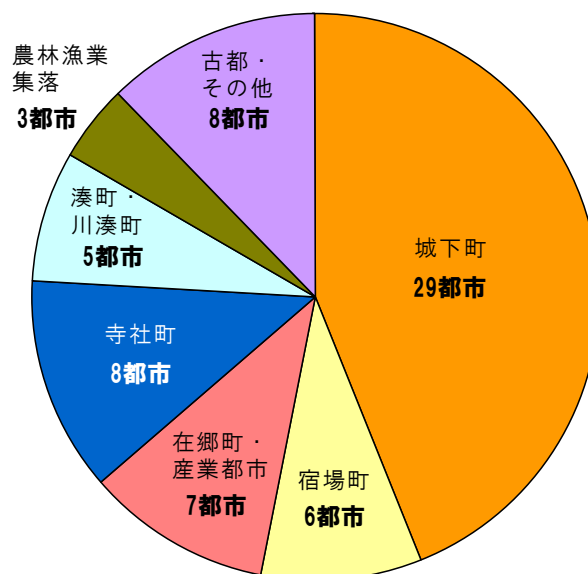


<参考：全国の市町村の人口>



### (2) 都市の成り立ち

- ・ 認定都市の成り立ちを見ると、城下町が全体の半数近くとなっているが、宿場町や在郷町・産業都市、寺社町、湊町・川湊町など、多様な成り立ちの都市が認定を受けている。



(参考) 歴史的風致維持向上計画認定都市の成り立ち

都市名	重点区域名	都市の成り立ち
01 金沢市	金沢城下町区域	城下町
02 高山市	城下町高山	城下町
03 彦根市	彦根城下町区域	城下町
04 萩市	萩市歴史的風致保存区域	城下町
05 亀山市	亀山市東海道沿道区域	宿場町
06 犬山市	犬山城下町周辺地区	城下町
07 下諏訪町	下諏訪地区	宿場町
08 佐川町	さかわ文教・歴史のまちなみ	城下町
09 山鹿市	菊鹿古代の里地区	古都・その他
	山鹿湯まち地区	宿場町
10 桜川市	真壁地区	在郷町・産業都市
11 津山市	津山城跡周辺地区	城下町
12 京都市	歴史的市街地地区	古都・その他
	歴史的市街地・東寺地区	寺社町
	歴史的市街地・伏見地区	湊町・川湊町
	上賀茂地区	寺社町
13 水戸市	水戸市歴史的風致保存・形成区域	城下町
14 長浜市	長浜市歴史的風致地区	城下町
15 弘前市	弘前城下町地区	城下町
	岩木お山参詣地区	寺社町
16 甘楽町	小幡城下町地区	城下町
17 高梁市	高梁地区	城下町
	吹屋地区	在郷町・産業都市
18 太宰府市	大宰府市歴史的風致維持向上地区	寺社町
19 三好市	祖谷溪谷と平家落人伝説に関する区域	農林漁業集落
	箸蔵寺とうだつの町並み周辺区域	在郷町・産業都市
20 白河市	小峰城下町地区	城下町
21 松江市	旧城下町エリア	城下町
	国府跡周辺エリア	古都・その他
	美保関エリア	湊町・川湊町
	鹿島エリア	寺社町
	宍道エリア	宿場町
22 恵那市	城下町岩村地区	城下町
	宿場町大井地区	宿場町

都市名	重点区域名	都市の成り立ち
23 高岡市	旧高岡町往来地区	城下町
	伏木・吉久地区	湊町・川湊町
24 小田原市	小田原城下町区域	城下町
25 松本市	松本城下町区域	城下町
26 川越市	川越市歴史的風致維持向上地区	城下町
27 多賀城市	多賀城市歴史的風致維持向上地区	古都・その他
28 宇治市	宇治・白川歴史的風致重点区域	在郷町・産業都市
29 大洲市	大洲城下町	城下町
30 美濃市	和紙の里牧谷地区	在郷町・産業都市
	城下町上有知地区	城下町
31 佐賀市	佐賀城下町地区	城下町
32 尾道市	尾道・向島地区	湊町・川湊町
	瀬戸田地区	湊町・川湊町
33 竹原市	竹原町歴史的風致維持向上地区	在郷町・産業都市
34 明和町	斎宮跡周辺地区	古都・その他
35 東御市	海野区域	宿場町
36 岐阜市	金華・鶴飼屋区域	城下町
37 長野市	善光寺・戸隠地区	寺社町
	松代・若穂川田地区	城下町
	鬼無里地区	農林漁業集落
38 津和野町	津和野歴史的風致地区	城下町
39 堺市	百舌鳥古墳群及び周辺区域	古都・その他
	環濠都市区域	在郷町・産業都市
40 鶴岡市	鶴岡公園とその周辺地区	城下町
	羽黒手向地区	寺社町
	羽黒松ヶ岡地区	農林漁業集落
41 日南市	日南市歴史的風致維持向上地区	城下町
42 郡上市	城下町郡上八幡地区	城下町
43 名古屋市	名古屋城周辺地区	城下町
	熱田地区	寺社町
	志段味地区	古都・その他
44 斑鳩町	法隆寺周辺地区	古都・その他

(参考) 都市の成り立ち別の概要

都市の構造	概要
<p>城下町</p> 	<p>中世以降、戦国大名の領国支配の象徴として城郭を築城、城郭を中心に家臣等の武家、領内の商工業者等の町民を一緒に集住させ、計画的に建設した都市。現在の市町村（特に県庁所在地）のほとんどは城下町が元になっている。</p> <p>但し、江戸時代における藩の転封（移封）や直轄地化で廃城となり、城下町とは異なる成長を遂げた地域、都市も多い。また、明治初期における廃城令によって、城郭や武家地が取り壊され、行政施設や軍用地になるケースも多く、城下町の一部として武家地や町人地が現存している。</p>
<p>宿場町</p> 	<p>主要な街道沿いに発達した集落都市で、特に往来の多かった五街道や往還沿いに立地、街道に沿って両側に短冊形の宅地割を形成した。</p> <p>参勤交代の大名一行等が宿泊する本陣や脇本陣、公用物資の運送を担う問屋、これらに必要な人足を徴用するための助郷が立地した。旅籠や問屋などの町家の町並みが発達し、当時の繁栄した様子が伺える。</p>
<p>在郷町・産業都市</p> 	<p>江戸時代以降、農村部の商品生産の拡大に伴って発展した商工業に特化した小都市である。城下町周辺の町人街や寺内町が幕藩体制下で在郷町として発展した例が多い。在郷町の基本的構成は、町家の町並みとその前面の祭礼等にも利用される通り、生活・防火用水として用いられる水路網等から構成されている。</p> <p>地域の気候、産業に関連する資材や設備等に影響を受けた建築様式を持つ町並みに特徴が見られ、社会経済が安定した時代に発展した様相が色濃く残っている。</p>
<p>寺社町 (門前町、寺内町)</p> 	<p>門前町は、著名な寺院や神社への参詣客を迎え入れる都市として発展した都市である。門前までの参道があり、参道沿道には参詣客を相手にする宿坊、商工業者が集住した町家が立地する沿道型の町並みを構成している。構成要素として、山門や宿坊、御師、鳥居、灯笼、参道並木等が特徴的である。明治初期における神仏分離令・廃仏毀釈の断行や御師制度の廃止等により、門前町としての様相が現存している箇所は多くない。長野市は、善光寺の門前町・宿場町から県庁所在地となった唯一の例である。</p> <p>寺内町は、室町時代に浄土真宗などの仏教寺院や御坊を中心として成立した自治集落である。防衛のために環濠や土塁で囲まれており、信者や商工業者が集住した。環濠集落は、寺内町等の自治集落において、周囲に堀をめぐらせた集落形態を示す。</p>
<p>港町（川湊）</p> 	<p>17世紀後半に日本海側から下関を経由する西回り航路、津軽海峡を経て江戸に至る東回り航路が発達し、停泊地に在郷町である港町が形成された。舟運の発達により、荷物運搬の中継地として川沿いの内陸部に集積地として都市が発達した。</p>
<p>農林漁業集落</p> 	<p>農村集落や漁村集落は、その場所の地形や気候風土に強く影響され、それぞれに特徴的な民家や集落形態を有し、形態等における共通項はあまりみられない。</p>

(3) 歴史まちづくりに関するこれまで取組み等

①重伝建地区選定等の状況

- ・ 認定都市の中で、重要伝統的建造物群保存地区を有する都市は19都市あり、内6都市は認定後に選定（追加含む）を受けている。重要文化的景観の選定を受けている都市は金沢市、宇治市、岐阜市、日南市の4都市となっている。
- ・ 文化庁が策定を推奨している歴史文化基本構想については、平成25年10月末段階で7都市が策定している。
- ・ 景観行政団体となっている都市は、平成25年9月30日の段階で38都市となっており、内、35都市は景観法に基づく景観計画を策定している。多くの認定都市で、景観計画と連携した歴史的風致の維持向上の取組みが展開されている。
- ・ 歴史的風致維持向上計画の認定を受けた後に、景観法に基づく景観計画を策定している都市が9都市あるが、歴史的風致維持向上計画と同時並行的に景観計画の策定を進め、両計画を効果的に関連付けている都市も比較的多い。

■重伝建地区選定等の状況

		古都	重要伝統的建造物群保存地区	重要文化的景観	歴史文化基本構想	景観行政団体	景観計画 (景観法に基づく)	屋外広告物条例
1	金沢市		●○	○	○	●	○	●
2	高山市		●		○	●	●	●
3	彦根市					●	●	
4	萩市		●○			●	●	●
5	亀山市		●			○	○	
6	犬山市					●	●	
7	下諏訪町					○	○	
8	佐川町							
9	山鹿市					●	●	
10	桜川市		○			●		
11	津山市		○					
12	京都市	●	●			●	●	●
13	水戸市					●	●	
14	長浜市					●	●	○
15	弘前市		●			●	○	○
16	甘楽町					○	○	
17	高梁市		●					
18	太宰府市				○	●	○	
19	三好市		●			●	○	
20	白河市					●	○	
21	松江市					●	●	●
22	恵那市		●			●	○	
23	高岡市		●○			●	●	●
24	小田原市					●	●	●
25	松本市					●	●	●
26	川越市		●			●		●
27	多賀城市					●		
28	宇治市			●		●	●	●
29	大洲市					●	●	
30	美濃市		●			●	●	●
31	佐賀市					●	●	●
32	尾道市				○	●	●	●
33	竹原市		●					
34	明和町							
35	東御市		●					
36	岐阜市			○		●	●	●
37	長野市					●	●	●
38	津和野町		○		●	●	●	
39	堺市					●	●	●
40	鶴岡市					●	●	
41	日南市		●	●	●	●	●	
42	郡上市		●			●	●	
43	名古屋市					●	●	●
44	斑鳩町	●				●	●	
計	都市数	2	19	4	7	38	35	18
	割合(%)	4.5	43.2	9.1	15.9	86.4	79.5	40.9

●: 歴史的風致維持向上計画認定前  
○: " 認定後

- ※ 「重要伝統的建造物群保存地区」「重要文化的景観」は、平成26年3月31日時点
- ※ 「歴史文化基本構想」は、文化庁HPのデータを参照
- ※ 「景観行政団体」「景観計画」は、平成25年9月30日時点のデータを参照
- ※ 「屋外広告物条例」は平成26年2月1日時点のデータを参照



## ②歴史的風致維持向上計画策定前の歴史まちづくりに関わる取組み

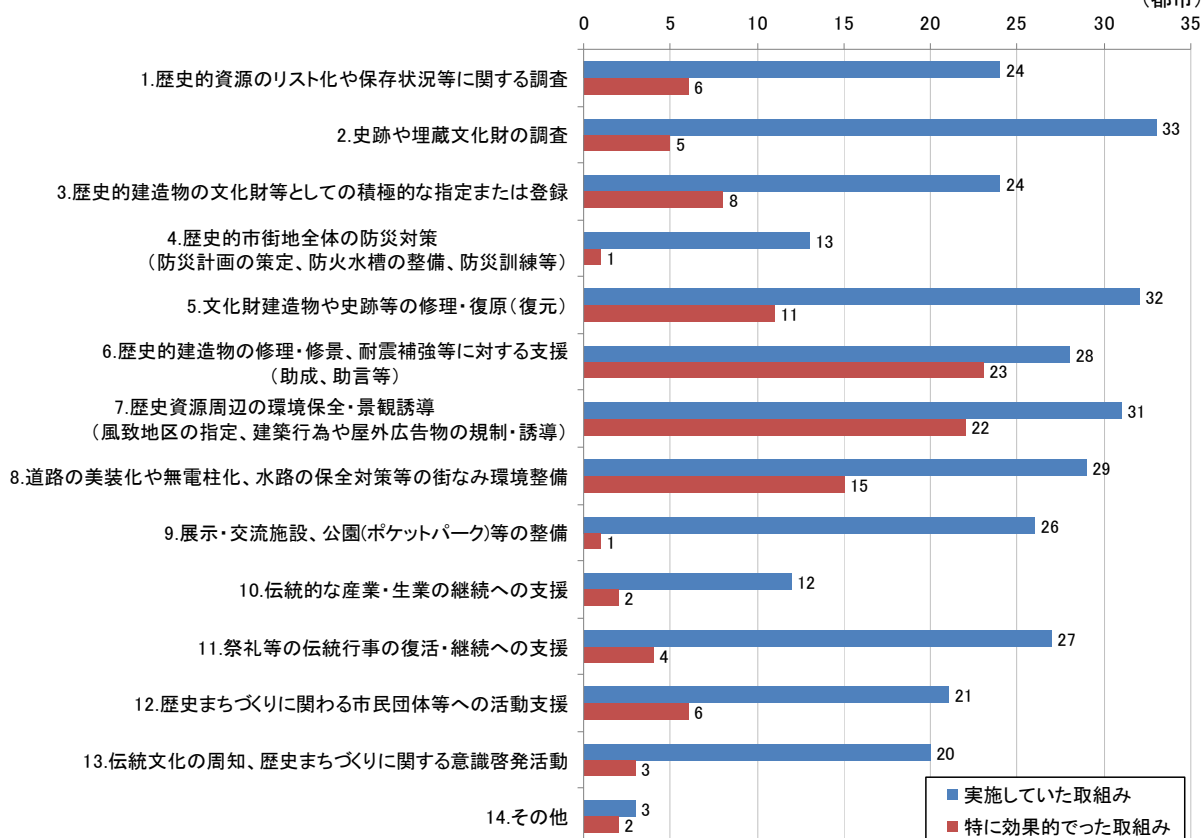
- 歴史的風致維持向上計画策定前に、同計画で重点区域に指定している地区等で行われていた歴史まちづくりの取組みとしては、「2. 史跡や埋蔵文化財の調査」「5. 文化財建造物や史跡等の修理・復原（復元）」が多く挙げられており、その他「6. 歴史的建造物の修理・修景等に対する支援」「7. 歴史資源周辺の環境保全・景観誘導」「8. 道路の美装化や無電柱化等の街なみ環境整備」「11. 祭礼等の伝統行事の復活・継続への支援」については、7割以上の都市で実施されている。
- この中で、特に効果的であった取組みとしては、「6. 歴史的建造物の修理・修景等に対する支援」「7. 歴史資源周辺の環境保全・景観誘導」「8. 道路の美装化や無電柱化等の街なみ環境整備」といった、歴史的景観の維持向上に関わる取組みが多く挙げられている。

## ■歴史的風致維持向上計画策定前の歴史まちづくりに関わる取組み

(平成 25 年 9 月実施のアンケート調査結果)

(N=38)

(都市)



### ③歴史まちづくりの熟度

- ②で示した取組みの内、「6. 歴史的建造物の修理・修景等に対する支援（※）」「7. 歴史資源周辺の環境保全・景観誘導」「8. 道路の美装化や無電柱化等の街なみ環境整備」の取組みを開始した時期を見ると、これらの取組みを昭和40年代以前から実施している都市が6都市（金沢市、高山市、彦根市、萩市、京都市、松江市）ある。これらの都市は、歴史まちづくりの熟度が高く、わが国を代表する歴史都市といえることができる。

※指定文化財の修理・修景は除く

- また、これらの取組みを昭和50年～平成15年に開始している都市が19都市で、それ以外の13都市は、比較的近年になって、歴史まちづくりに積極的に取り組むようになった都市といえることができる。
- このように、歴史まちづくりの熟度の高い地域から、近年になって取組み始めた地域まで、多様な都市が歴史的風致維持向上計画の認定を受けている。

#### ■歴史まちづくりの熟度（平成25年9月実施のアンケート調査結果を参考）

		取組みの開始時期					取組みの開始時期		
		昭和40年代以前	昭和50年～平成15年	平成16年以降			昭和40年代以前	昭和50年～平成15年	平成16年以降
1	金沢市	●			20	白河市			●
2	高山市	●			21	松江市	●		
3	彦根市	●			22	恵那市		●	
4	萩市	●			23	高岡市		●	
5	亀山市		●		24	小田原市		●	
6	犬山市			●	25	松本市		●	
7	下諏訪町		●		26	川越市		●	
8	佐川町		●		27	多賀城市			●
9	山鹿市		●		28	宇治市			●
10	桜川市			●	29	大洲市			●
11	津山市		●		30	美濃市		●	
12	京都市	●			31	佐賀市		●	
13	水戸市			●	32	尾道市		●	
14	長浜市			●	33	竹原市		●	
15	弘前市		●		34	明和町			●
16	甘楽町			●	35	東御市		●	
17	高梁市		●		36	岐阜市			●
18	太宰府市		●		37	長野市		●	
19	三好市			●	38	津和野町			●
計		6	19	13					

（参考）昭和40年代以前からの取組み（例）

金沢市：金沢市伝統環境保存条例（昭和43年制定）

高山市：高山市市街地景観保存条例（昭和47年制定）

彦根市：彦根市指定文化財の環境保全地域内における行為に関する規定（昭和49年制定）

萩市：萩市歴史的景観保存条例（昭和47年制定）

京都市：京都市市街地景観整備条例（昭和47年制定）

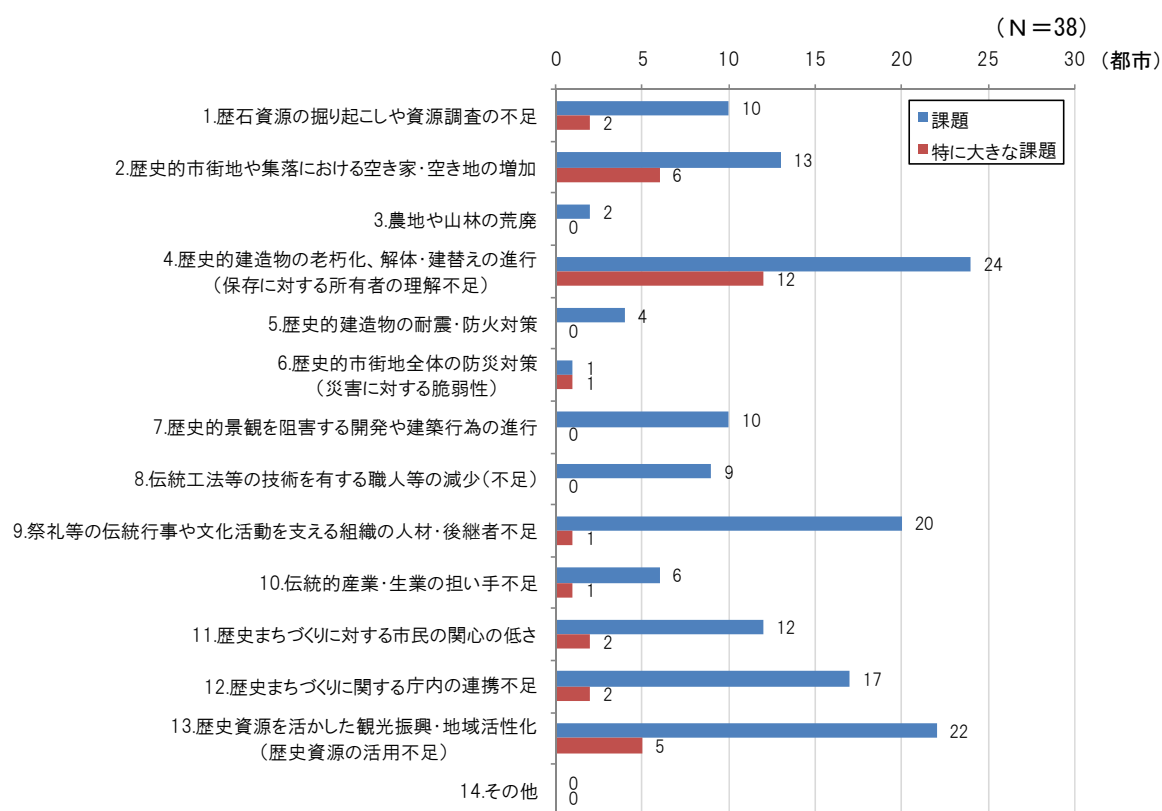
松江市：松江市伝統美観保存条例（昭和48年制定）

#### (4) 歴史的風致維持向上計画策定の背景・目的

##### ①歴史的風致維持向上計画策定前の課題

- ・ 歴史的風致維持向上計画策定前に直面していた、歴史まちづくりを進める上での主な課題としては、「4. 歴史的建造物の老朽化、解体・建替えの進行」が24都市と最も多く、次いで「13. 歴史資源を活かした観光振興・地域活性化」(22都市)、「9. 祭礼等の伝統行事や文化活動を支える組織の人材・後継者不足」(20都市)となっている。
- ・ 「2. 歴史的市街地や集落における空き家・空き地の増加」については、特に大きな課題として6都市が挙げており、歴史的建造物の維持・継承が大きな課題となっていることが伺える。

##### ■歴史的風致維持向上計画策定前の課題（平成25年9月実施のアンケート調査結果）



##### ②歴史的風致維持向上計画の策定目的

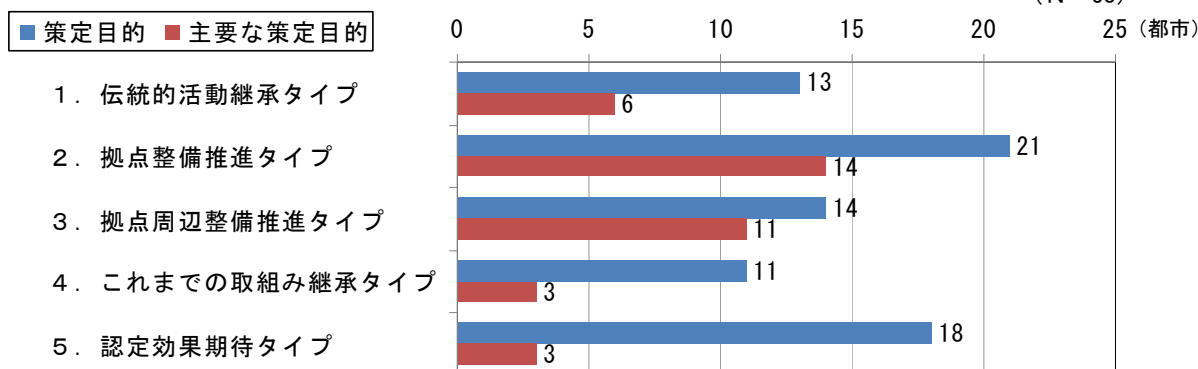
- ・ 歴史的風致維持向上計画の策定目的を見ると、主要な目的は、地域の中核的な歴史資源の復原や修復を目的とした「拠点整備タイプ」が21都市と最も多く、次いで中核となる歴史資源周辺の環境整備を目的とした「拠点周辺整備推進タイプ」が15都市となっている。
- ・ 付随的な目的も含めると国の認定(お墨付き)を受けることで、市民の意識啓発を図り、これまで十分には取組めていなかった歴史まちづくりを進めることを目的とした「認定効果期待タイプ」が策定目的として2番目に多く、地域の歴史まちづくりに関し、国の認定を受けることの効果大きさが伺える。

■歴史的風致維持向上計画策定の目的タイプの設定

1	伝統的活動継承タイプ	祭りや伝統工芸など、地域で受け継がれてきた伝統的活動の継承や、その舞台となる建造物や周辺環境の整備を図るため
2	拠点整備推進タイプ	地域の中核的な歴史資源の復原や修復など、主に歴史まちづくりの拠点となる場の整備、充実を図るため
3	拠点周辺整備推進タイプ	城郭や神社仏閣、重伝建地区といった中核となる歴史資源の周辺環境整備を行うため
4	これまでの取組み継承タイプ	これまで進めてきた歴史まちづくりの延長線上で、歴史まちづくりの更なる推進を図るため
5	認定効果期待タイプ	国の認定（お墨付き）を受けることで、市民の意識啓発を図り、これまで十分には取り組めていなかった歴史まちづくりを進めるため

■歴史的風致維持向上計画策定の目的（平成25年9月実施のアンケート調査結果）

(N=38)



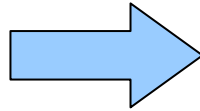
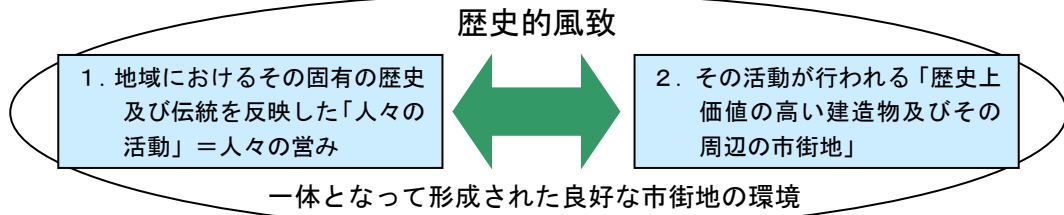
		1	2	3	4	5			1	2	3	4	5
		継伝統的活動 継承タイプ	推拠点整備 推進タイプ	推拠点周辺整備 推進タイプ	継これまでの取組み 継承タイプ	期認定効果 期待タイプ			継伝統的活動 継承タイプ	推拠点整備 推進タイプ	推拠点周辺整備 推進タイプ	継これまでの取組み 継承タイプ	期認定効果 期待タイプ
1	金沢市				●	○	20	白河市	●				○
2	高山市	○	●				21	松江市			●		○
3	彦根市	○	●				22	恵那市			●		○
4	萩市			●	○		23	高岡市	●				○
5	亀山市		●			○	24	小田原市	○	●			
6	犬山市			○	●		25	松本市	●	○			
7	下諏訪町		○		●		26	川越市		○	●		
8	佐川町		●			○	27	多賀城市		●			○
9	山鹿市				○	●	28	宇治市		●	○		
10	桜川市		●		○		29	大洲市	○	●			
11	津山市		○	●			30	美濃市			●		○
12	京都市	●			○		31	佐賀市		●		○	
13	水戸市		○	●			32	尾道市			●		○
14	長浜市	○		●		○	33	竹原市			●	○	
15	弘前市		●		○		34	明和町		●			○
16	甘楽町		○			●	35	東御市			●		○
17	高梁市	○	●				36	岐阜市		●			○
18	太宰府市	●				○	37	長野市	●		○		
19	三好市		○			●	38	津和野町	○			●	
		○：策定目的					合計（○+●）		13	21	14	11	18
		●：主要な策定目的					主要な目的（●）		6	14	11	4	3

## 2 維持向上すべき歴史的風致および重点区域の設定

### 2-1 維持向上すべき歴史的風致の設定

- 歴史的風致維持向上計画における「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法の第1条で以下のように定義されている。

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境



- 地域の歴史的風致を構成する「人々の活動」としては、大きく寺社等での祭礼や灯籠流しなどの『伝統行事・祭礼』、焼物や酒造りといった『産業・生業』、秋葉様信仰や土塀のコモ掛けなどの『生活・風習』、茶の湯等の伝統文化や能・狂言等の伝統芸能に関する『文化的活動』が挙げられている。
- 『伝統行事・祭礼』が多く挙げられているが、酒造等の産業、昔から続く生活習慣など、多様な活動が見られる。

伝統行事・祭礼	生活・風習	産業・生業	文化的活動	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>●寺社等での祭礼</li> <li>●灯籠流し等の行事</li> <li>●絵馬市、兔ひす講など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●秋葉様信仰</li> <li>●寺社等での宗教的な風習（法要、お参り、涅槃会などの年中行事）</li> <li>●歴史的資源の維持管理活動（コモ掛け、用水の泥上げ）</li> <li>●日常生活習慣（川での洗い物、時報鐘）</li> <li>●昔ながらのコミュニティ（組・講など）を利用した自治・防災活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伝統工芸（焼物、染物、漆器、和傘等）</li> <li>●伝統産業（酒造、地場産食材の栽培・加工等）</li> <li>●歴史的建造物等の建築技術（石工、大工、左官職人などの伝統技術）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伝統文化（茶の湯・御好屋形船での舟遊び等）</li> <li>●伝統芸能（能・狂言・舞・神楽等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●古武術の伝承活動</li> <li>●歴史資源の保護活動</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>津山だんじり (津山市)</p>	<p>土塀のコモ掛け作業 (金沢市)</p>	<p>刃物産業 (堺市)</p>	<p>茶の湯の文化 (彦根市)</p>	<p>中江藤樹の顕彰活動 (大洲市)</p>



伝統行事・祭礼 に関する歴史的風致の例

<犬山祭りにみる歴史的風致：愛知県犬山市>

犬山城の歴史とともに形成されてきた犬山城下町では、寛永12年（1635）に始められたと伝えられる犬山祭の山車行事が現在に引き継がれ、祭りの舞台となる道路の形態も昔のまま残されている。町民は、囃子とからくりの練習など、一年を通じて祭にたずさわる暮らしを370余年にわたって続けている。

○祭りの舞台となる場所



国宝犬山城



針綱神社[出典：尾張名所図会]

○歴史的建造物



「ばんこ」様式の歴史的建造物



山車蔵

○伝統芸能



囃子

○道具類



提灯



山車・からくり

○準備期間の行事・風習



針綱神社での安全祈願



山車組み

生活・風習 に関する歴史的風致の例

<雄川堰にみる歴史的風致：群馬県甘楽町>

藩政時代以前に開削され、小幡城下の歴史的町並みの流れる雄川堰には、現在も41箇所洗い場が残されており、現在も農作物や農具の洗い場として、また季節によっては、中に里芋を入れて水力で皮を剥ぐ「芋車」を設置したりして日常生活の中で利用されている。

○歴史的水路



雄川堰



まちなかを流れる水路網

○歴史的建造物・町並み



養蚕農家群



○日常的な水路の利用



洗い場としての利用



庭園の池の水への利用

産業・生業 に関する歴史的風致の例

<酒造りにみる歴史的風致：高知県佐川町>

佐川町には酒蔵群や酒造り商家の街並みが現在に残り、江戸時代初期から続く酒造りも現代に受け継がれている。酒のもろみが熟成する頃になると、芳醇な香りが風に乗って四方に広がり、こうした風景・伝統・香りは、400年の歴史の中で佐川のまちに染み込んでいる。

○酒造に適した自然条件



盆地の地形・仁淀川の支流

○酒造に関わる歴史的建造物



酒造群



酒造り商家のまちなみ(竹村家住宅)

○酒文化



蔵入りの神事



酒蔵に祀られた神棚

○特産品



司牡丹(日本酒)



文化的活動 に関する歴史的風致の例

<茶道にみる歴史的風致：山口県萩市>

萩市では、萩藩開祖の毛利輝元公をはじめ、歴代藩主により茶道が保護奨励されてきた経緯があり、多くの茶室を有する建造物が文化財に指定されている。当初は武家のみ文化であった茶道は、19世紀になると町民にも普及し、茶陶として名高い萩焼、茶菓子为代表的夏みかん菓子、自宅に茶室を構える建築文化と併せ、萩の茶の湯文化は広く市民に愛され、市民生活に溶け込んでいる。

○茶室



花江茶亭

○茶室を有する歴史的建造物



旧久保田家住宅

○茶会



茶会や呈茶などの催し



○茶器類



萩焼の器

○茶菓子



夏みかん菓子





## 2-2 重点区域の設定

### (1) 重点区域の指定数・面積

- 重点区域の設定の仕方としては、「1つのエリアを設定しているタイプ」「2つのエリアを設定しているタイプ」「分散して複数のエリアを設定しているタイプ」「街道を軸に複数の拠点（宿場町など）を繋いで設定しているタイプ」が見られる。
- 約7割の都市が1つのエリアを重点区域として設定しているが、3つ以上のエリアを重点区域として設定している都市も3都市見られる。
- 重点区域の面積については、最も大きい三好市の8,000haから、最も小さい佐川町の20haまで、地域の実情に応じて様々であるが、100～499haの都市が全体の約半数を占めている。また、市町域に占める重点区域の面積割合は、1～5%が17都市と多くなっている。
- また下諏訪町は、計画に基づく取組みを進める中で、新たな事業の必要性が生じたことから、計画期間を延長するとともに、重点区域の範囲を拡大している。

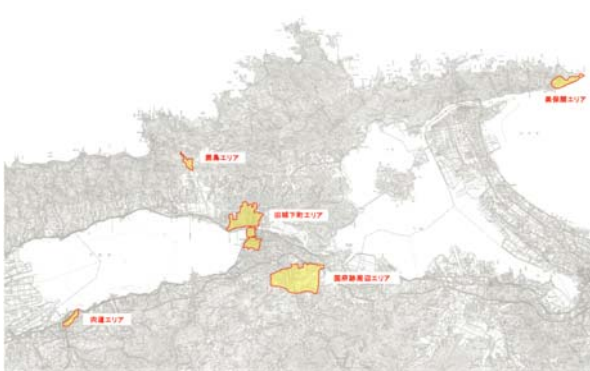
#### ○1つのエリアを重点区域として設定しているタイプ（例：津和野町）



#### ○2つのエリアを重点区域として設定しているタイプ（例：三好市）



#### ○分散して複数のエリアを重点区域として設定しているタイプ（例：松江市）

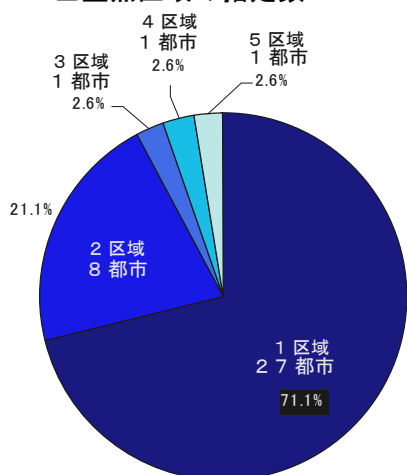


#### ○街道を軸に複数の拠点（宿場町など）を繋いで設定しているタイプ（例：亀山市）

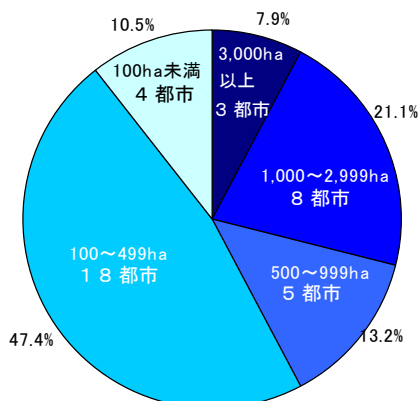




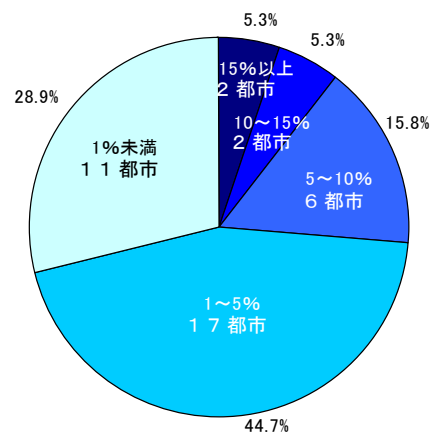
■重点区域の指定数



■重点区域の面積



■市域と重点区域の面積比

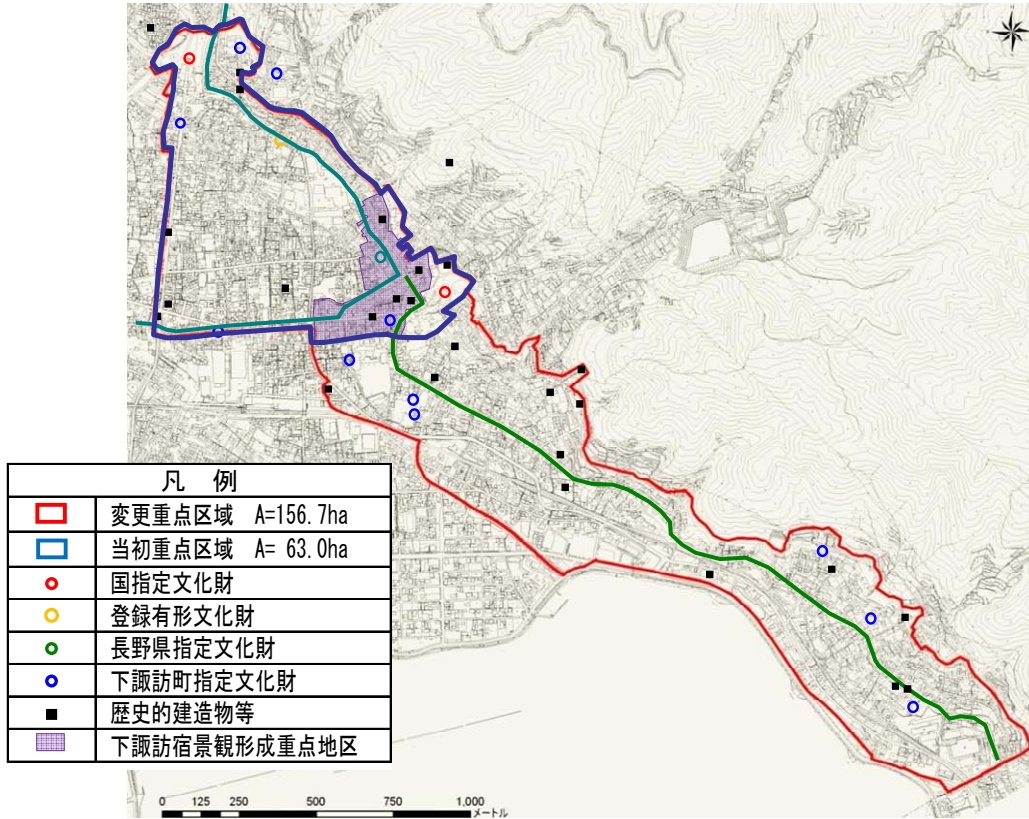


(参考) 各都市の重点区域の数・面積

重点区域の数	重点区域面積 (ha)	市域面積 (ha)	比率 (%)		
1	金沢市	1地区	2,140	46,822	4.6
2	高山市	1地区	238	217,767	0.1
3	彦根市	1地区	400	19,684	2.0
4	萩市	1地区	1,240	69,879	1.8
5	亀山市	1地区	500	19,091	2.6
6	犬山市	1地区	180	7,497	2.4
7	下諏訪町	1地区	157	6,690	2.3
8	佐川町	1地区	20	10,121	0.2
9	山鹿市	2地区	1,650	29,967	5.5
10	桜川市	1地区	195	17,978	1.1
11	津山市	1地区	412	50,636	0.8
12	京都市	4地区	2,672	82,790	3.2
13	水戸市	1地区	1,160	21,743	5.3
14	長浜市	1地区	61	53,948	0.1
15	弘前市	2地区	429	52,412	0.8
16	甘楽町	1地区	207	5,857	3.5
17	高梁市	2地区	288	54,701	0.5
18	太宰府市	1地区	850	2,958	28.7
19	三好市	2地区	8,000	72,148	11.1
20	白河市	1地区	761	30,530	2.5
21	松江市	5地区	1,220	57,301	2.1
22	恵那市	2地区	3,535	50,419	7.0
23	高岡市	2地区	447	20,942	2.1
24	小田原市	1地区	420	11,406	3.7
25	松本市	1地区	200	97,877	0.2
26	川越市	1地区	207	10,916	1.9
27	多賀城市	1地区	327	1,965	16.6
28	宇治市	1地区	710	6,755	10.5
29	大洲市	1地区	277	43,224	0.6
30	美濃市	2地区	1,067	11,705	9.1
31	佐賀市	1地区	400	43,142	0.9
32	尾道市	2地区	337	28,485	1.2
33	竹原市	1地区	71	11,830	0.6
34	明和町	1地区	215	4,092	5.3
35	東御市	1地区	60	11,230	0.5
36	岐阜市	1地区	550	20,289	2.7
37	長野市	3地区	4,979	83,485	6.0
38	津和野町	1地区	1,113	30,709	3.6

## 重点区域の拡大（下諏訪町）

下諏訪町では、計画の策定段階においては、短期間で集中的に取り組んで結果を出すために計画期間を5年とし、重点区域も三角八丁の区域のみに絞ったが、歴史まちづくりに取り組んでいく中で、重点区域を旧甲州街道沿いの地区まで拡大し、それに伴い期間を12年に延長している。

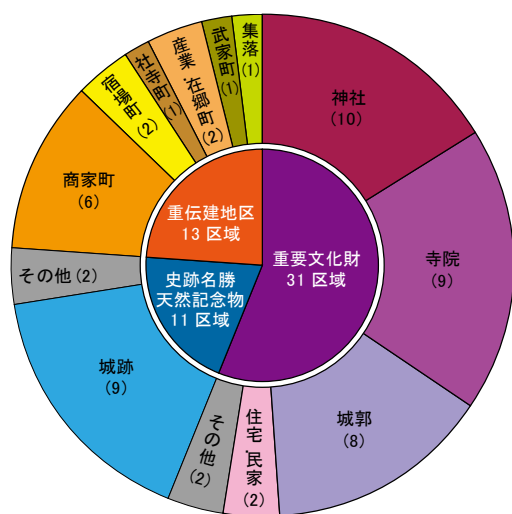


重点区域の拡大

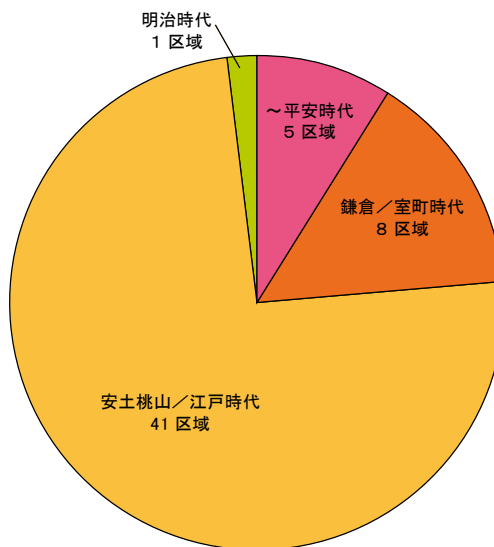
## (2) 要件となる文化財の種類・時代区分

- 重点区域設定の要件となる文化財を見ると、全 55 区域の内、重要文化財が 31 区域、史跡名勝天然記念物が 11 区域、重伝建地区が 13 区域となっている。重要文化財が半数以上を占め、重伝建地区は全体の 1/4 程度となっている。
- 要件となる文化財の時代区分を見ると、安土桃山～江戸時代のものが全体の約 3/4 を占めているが、宇治市の平等院や長野市の善光寺など中世以前の文化財も 13 事例見られる。

■要件となる文化財の種類 (38 都市)



■要件となる文化財の時代区分 (38 都市)



■重要文化財 諏訪大社  
(下諏訪市)



■重要文化財 弘前城 (弘前市)



■名勝 楽山園 (甘楽町)



■特別史跡 多賀城跡 (多賀城市)



■重要伝統的建造物群保存地区  
関宿 (亀山市)

### 3 歴史的風致維持向上計画に基づく取組み

#### 3-1 歴史まちづくりの推進体制

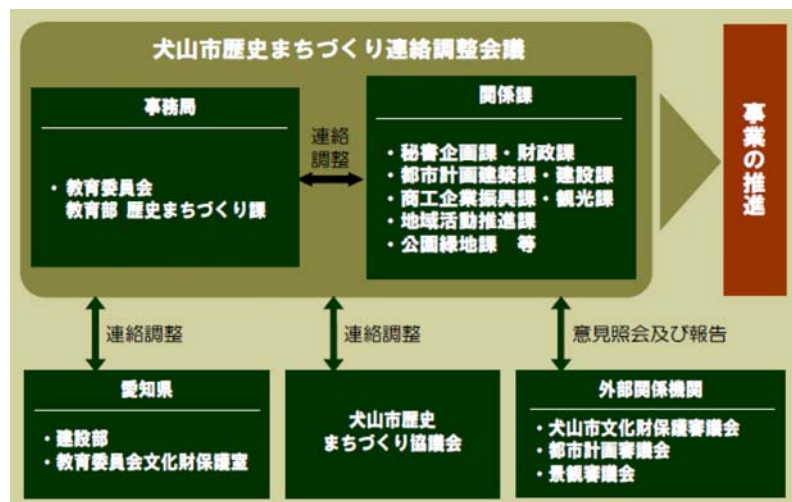
##### (1) 庁内体制

- ・ 歴史的風致維持向上計画の推進にあたり、歴史まちづくりの専門部署を創設したり、教育委員会に設置されていた文化財部局を首長部局に移管し、歴史まちづくりの連携体制を強化しているような取組みが見られる。
- ・ また金沢市では、文化財保護とまちづくりの整合を図るため、関係課を「まちづくりフロア」として一体的に集中配置することによって、関係課の部局横断的な連携強化が図られている。

#### 歴史まちづくりの専門部署の設置（犬山市）

犬山市では、歴史的風致維持向上計画の実現にあたっては、まちづくりと文化財の保存・継承を同一部署で行う必要があるとの考えから、平成 21 年度に、歴史的風致維持向上計画の重点区域におけるまちづくりの推進と施設管理、文化財の保存・継承を一括して担当する「歴史まちづくり課」を教育委員会内に設置している。

また、関係課による「歴史まちづくり調整会議」を設置し、歴史的風致維持向上計画の進捗状況や計画に基づく事業の推進について情報共有が図られている。

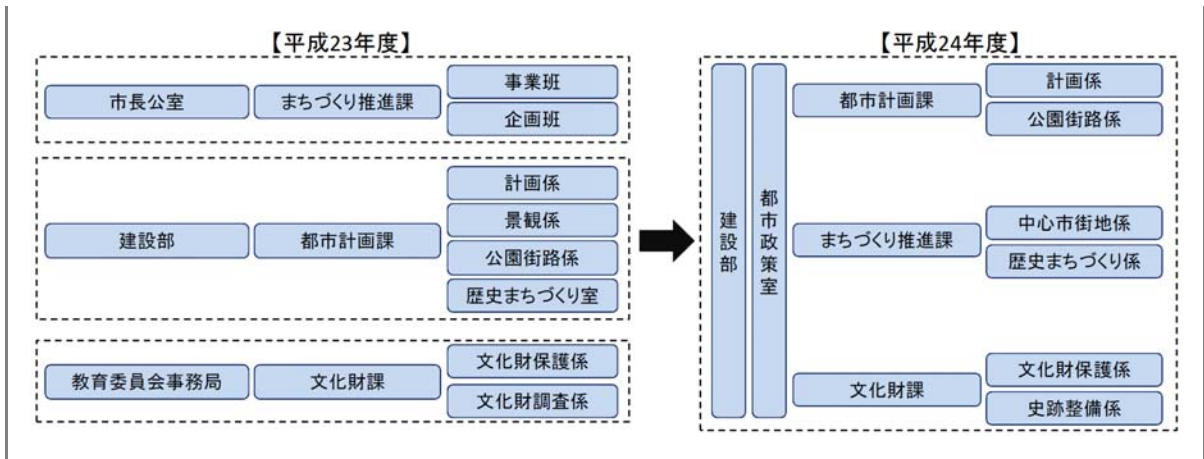


#### 歴史まちづくりの専門部署の設置（白河市）

白河市では、平成 22 年度からまちづくり行政と文化財保護行政の一元的な展開を推進するため、建設部都市計画課内に「歴史まちづくり室」を設置している。平成 24 年度からは、建設部内に「都市政策室」を新設し、まちづくり（歴史まちづくり・景観・中心市街地活性化）、都市計画、文化財各部門の連携による、足元の資源を活かしたまちづくりを推進するための体制強化が図られている。

さらに、「白河市歴史と伝統を活かしたまちづくり庁内推進本部」を組織し、円滑かつ効率的に事業を推進できるような体制を整えている。





### 全庁的な取組み体制（甘楽町）

甘楽町では、振興課、企画課及び教育課からなる庁内会議を頻繁に開催し、事業の内容や進行状況等について調整を行うことで、部局間の連携による取組みが進められている。

<平成24年度の庁内会議の主な議題>

- ・今年度の事業計画及び推進について
- ・事業費の第2号補正案等について
- ・都市再生整備計画の変更及び来年度事業の要望について
- ・政策会議への案内板・解説板等に関する報告について
- ・歴まち計画の変更及び来年度予算について



庁内会議開催の様子

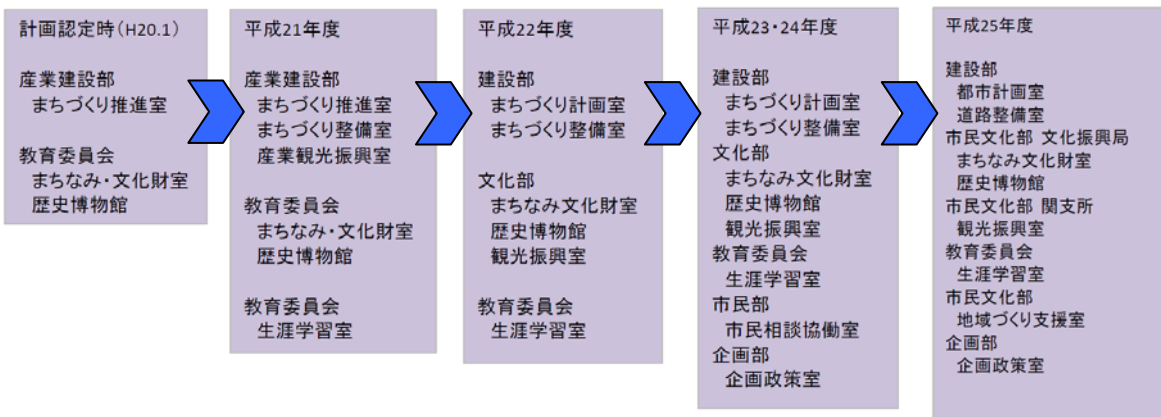
### 全庁的な取組み体制（亀山市）

亀山市では、市の文化行政の一元化を目的として、平成22年度に「文化部」を創設し、文化財保護行政を市町部局の「文化部」の所管事務として教育委員会から補助執行している。また、重点区域内で実施される事業については、事業調整担当室（まちづくり計画室・まちなみ文化財室）と事業実施室との間で、事業内容等について個別に調整を進めるとともに、事業調整担当室で進行管理が行われている。



事業調整会議開催の様子

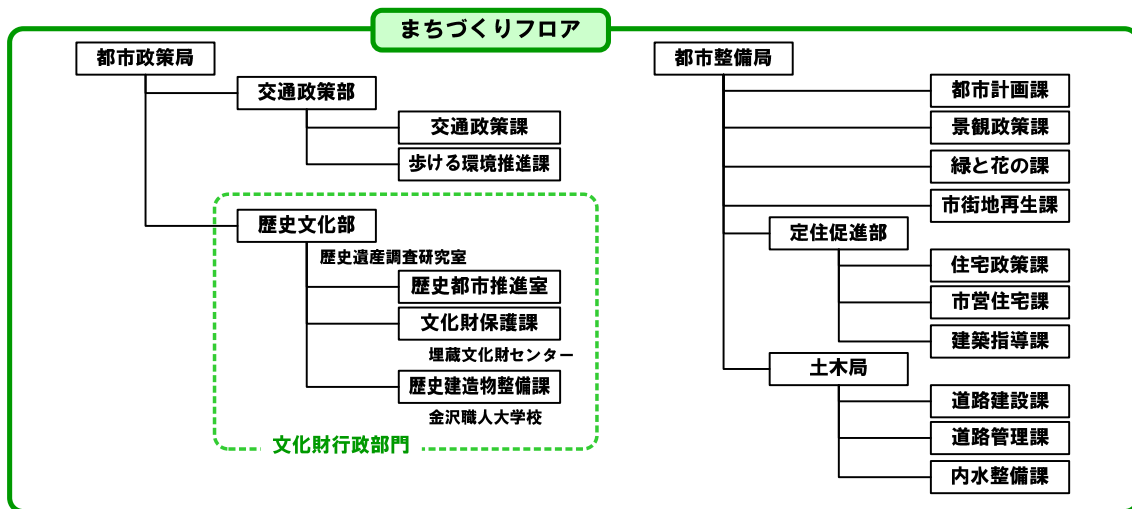
#### ■歴史まちづくりへの全庁的な取り組み（事業担当室の推移）



## 全庁的な取り組み体制（金沢市）

金沢市では、文化財保護行政とまちづくり行政の連携強化を目的として、平成13年度から文化財保護に関する実務が教育委員会から市長部局に補助執行している。具体的には、都市政策局内に文化財の保護・活用を担当する「歴史文化部」を設け、文化財を含む市域の歴史資産全般の保全、整備、指導ならびに活用等の業務を行っている。

また、文化財保護とまちづくりの整合性を図るため、歴史文化部をはじめ都市計画課、景観政策課等の都市整備局や土木局といった関連部局を「まちづくりフロア」として集中配置することにより、庁内の横断的連携が強化されている。



## (2) 庁外体制

- 各認定都市では、歴史風致維持向上計画の推進にあたり、市町の担当者、府県の関連部局、重要文化財建造物等の所有者、歴史的風致維持向上支援法人、学識経験者等で構成される協議会を組織し、事業の内容や進捗、計画の変更等について協議を行っている。協議会では、計画の進捗状況の確認や取組みの評価を行うとともに、それらを踏まえた計画変更の対応等について協議が行われている。
- また萩市では、歴史的風致維持向上支援法人の「NPO法人萩まちじゅう博物館」やその他の市民団体等との協働により計画が推進されている。

## 佐川町歴史的風致維持向上計画協議会（佐川町）

佐川町では、町の担当部局、県の関連部局、学識経験者、町議会議員、まちづくり団体、地元企業の代表者等で構成される「佐川町歴史的風致維持向上計画協議会」を組織し、歴史的風致維持向上計画に基づく事業の内容や進捗、計画の変更等について協議を行っており、平成24年には、「ぶらっと備中・町並みゼミ」での勉強会も開催している。



協議会の開催状況

<平成 24 年度の協議会の開催状況と主な議題>

第 1 回 (平成 24 年 7 月 17 日)

- ・平成 24 年度の当協議会の活動について

第 2 回 (平成 24 年 9 月 22 日)

- ・「ぶらっと備中・町並みゼミ」での勉強会

第 3 回 (平成 25 年 3 月 26 日)

- ・平成 24 年度協議会収支及び事業報告について
- ・平成 25 年度協議会予算及び事業計画(案)について
- ・平成 24 年度歴史まちづくり整備事業計画について



勉強会の様子

市民団体等との協働 (萩市)

萩市では、まちづくりの基軸である「萩まちじゅう博物館」を推進する市民団体であり、萩市歴史的風致維持向上支援法人である「NPO 萩まちじゅう博物館」を中心に、浜崎重要伝統的建造物群保存地区の保存活用を行っている「浜崎しっちょる会」や市内文化財施設の管理やガイド等を行っている「NPO 萩観光ガイド協会」等との協働により、歴史まちづくりの取組みが推進されている。



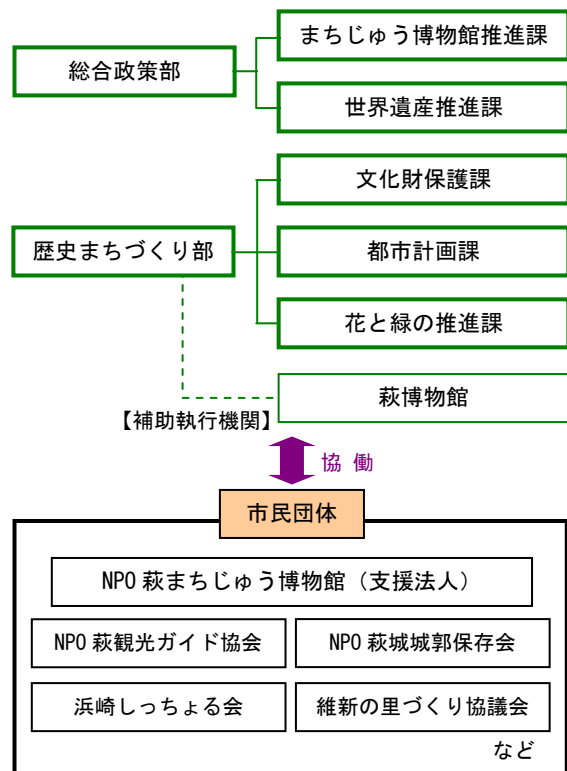
浜崎伝建おたから博物館



着物ウィーク in 萩



萩竹灯路物語



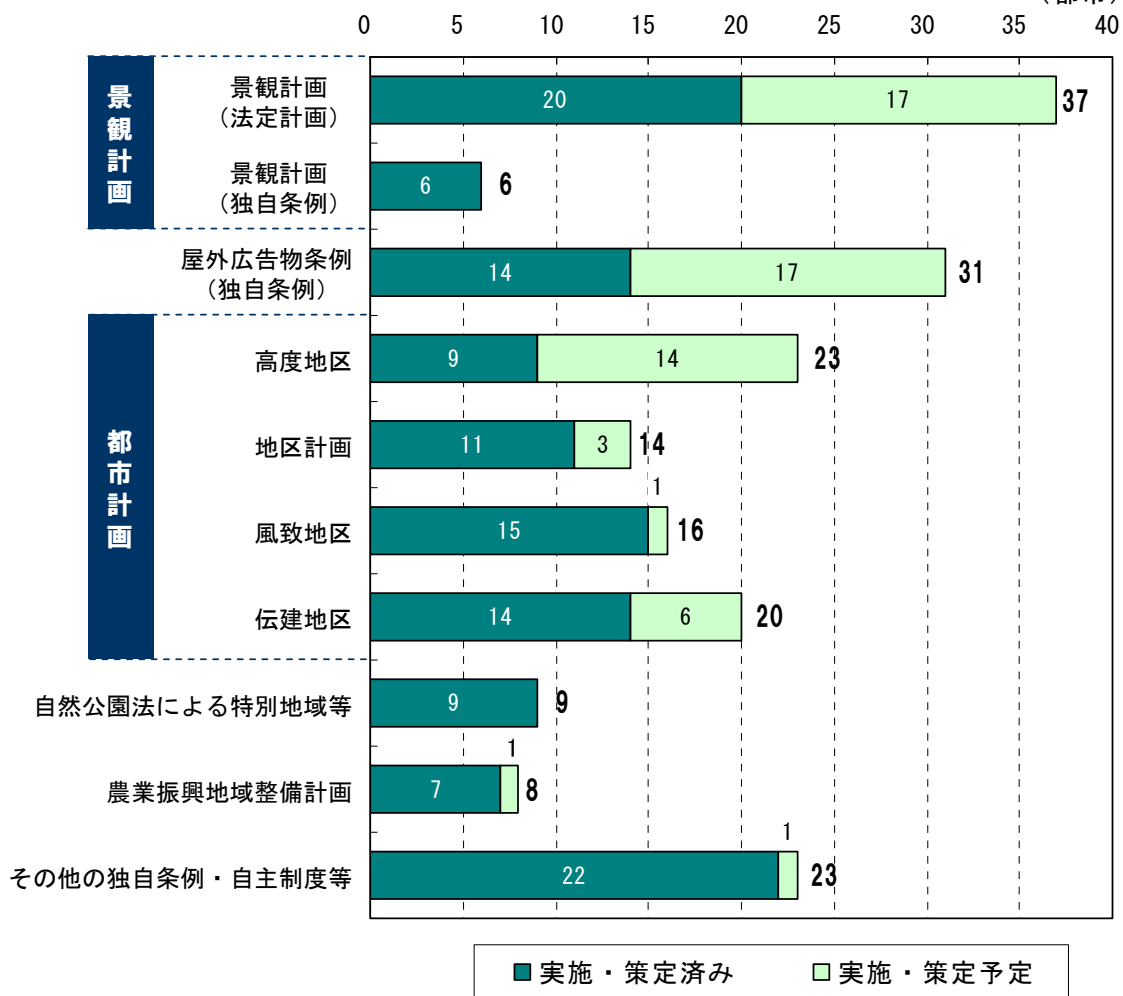
### 3-2 良好な景観形成に関する施策との連携

- 重点区域内における、良好な景観の形成に関する施策との連携について、各都市の歴史的風致維持向上計画では、景観計画の策定や各種都市計画制度を活用した施策等が位置づけられており、歴史的風致の維持向上のための総合的かつ一体的な取組みが展開されている。
- 特に、景観法に基づく景観計画の策定（策定済み含む）については、ほぼ全ての都市が計画に位置づけており、歴史的風致維持向上計画の策定段階では、まだ景観計画を策定していなかった都市においても、多くの都市で景観計画の策定に向けた取組みが行われている。また、市町独自の屋外広告物条例の制定（制定済み含む）についても、8割以上の都市が計画に位置づけている。
- 景観計画においては、特に重点的に景観形成を図る区域と、歴史的風致維持向上計画の重点区域を重ねることで、建造物等の景観誘導と歴史的風致に配慮した市街地整備を連携して実施しているケースも多い。

■ 歴史的風致維持向上計画における良好な景観形成に関する施策の位置づけ状況

(N=38)

(都市)





< 亀山市景観計画：亀山市 >

平成 21 年 1 月 19 日に歴史的風致維持向上計画の認定を受けた亀山市では、歴史的風致を含めた市全域の景観保全・形成を目的として、平成 22 年 10 月に景観行政団体へ移行し、平成 23 年 6 月に景観計画を策定している。

景観計画では歴史的風致維持向上計画の重点区域内の 2 地区を「景観形成推進地区（景観形成を積極的に図る地区）」としており、計画認定を契機とした景観形成の取組みが展開されている。

亀山城下町景観形成推進地区

本地区は、斜面緑地によって囲まれた台地上に城下町成立当時の街路や屋敷割りといった基盤が残り、武家屋敷や町屋といった歴史的建造物が比較的多く残っています。

- 歴史的建造物の適切な保全
- 城下町の特성에配慮した景観の形成
- 点在する視点場からの眺望景観の保全



関宿周辺景観形成推進地区

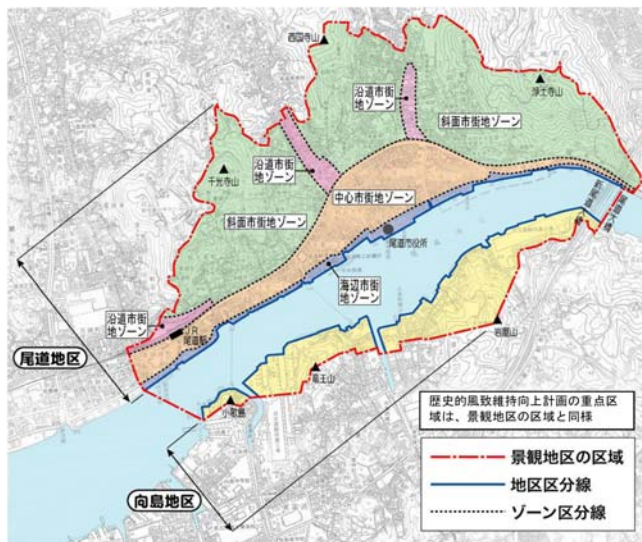
本地区は、関宿とともに形成され、大半が低層の個人住宅となっています。地区内には、細街路が多く残り落ちついた雰囲気を感じることのできる地区となっています。

- 関宿の歴史的町並みへの配慮
- 東海道の連続性への配慮
- 関宿からの眺望の保全



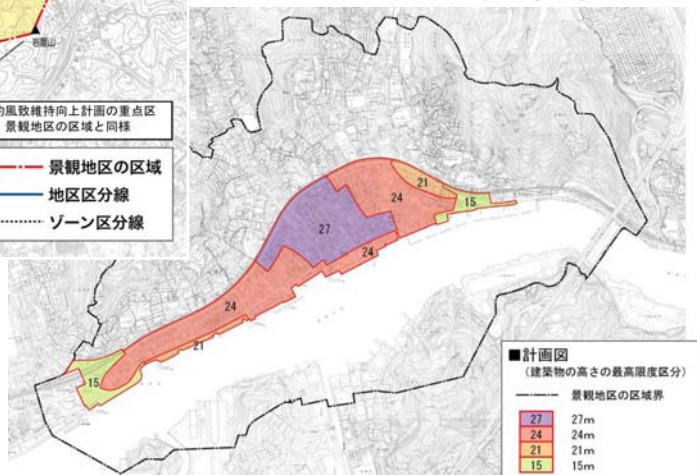
< 景観地区：尾道市 >

尾道市では、景観計画で位置づけられた重点地区のうち、尾道・向島については、都市計画で景観地区を定めている。この地区は、歴史的風致維持向上計画の重点区域の範囲と重なり、建築物等のデザインや色彩を制限するほか、眺望景観を守るために一定の区域で建築物高さを制限している。



景観地区の範囲

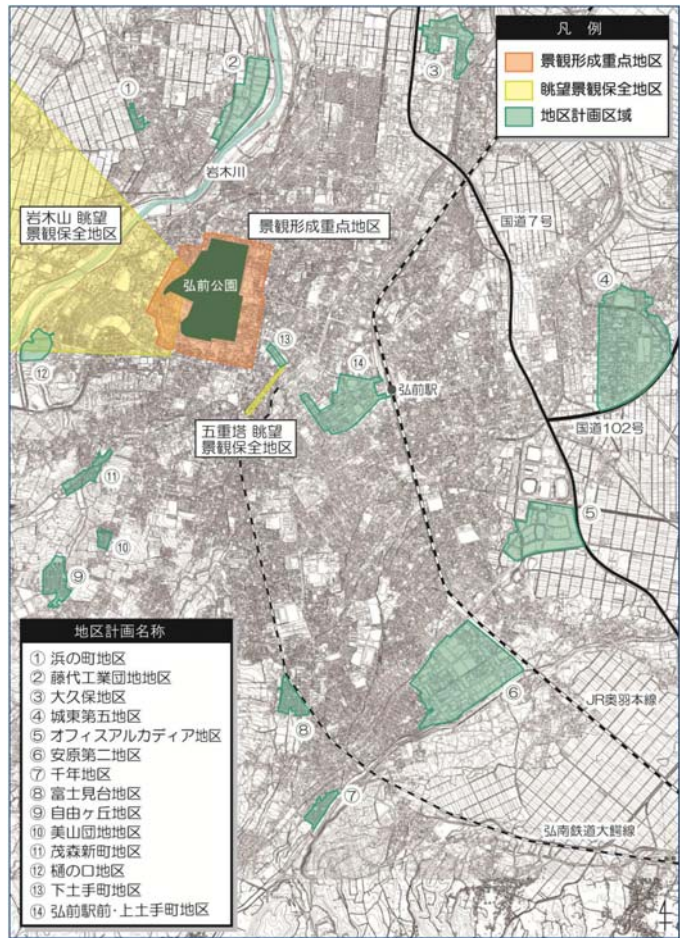
建築物の高さ制限



＜弘前市屋外広告物条例：弘前市＞

弘前市では、これまで県の屋外広告物条例に基づき屋外広告物の規制・誘導が行われてきたが、禁止地域でも広告物の用途によっては大規模なものも表示可能となっていること、また史跡の周辺についても規制対象外となっている場所があるなど、文化財周辺等の歴史的な風致を形成している地域であっても、屋外広告物が風致を阻害している事例も見受けられた。

そこで弘前市は、平成24年3月に屋外広告物法に基づく市条例を制定し、市の特性に応じた屋外広告物の許可基準を設定している。具体的には、良好な景観が形成されている地域にあつては、自家用広告物についても表示面積・高さなどの規制を強化するとともに、景観形成重点地区や眺望景観保全地区等においては、上乘せの許可基準が設定されている。



特別な許可基準のある地区

**上乘せ基準① 高さ** 制限の対象外：都市計画法に基づく商業地域内のもの

1.0m以下

1.0m

**上乘せ基準② 色彩** 制限の対象外：はり紙・はり札・立看板・幕・のぼり旗・アドバルーン  
マンセル値の彩度8を超える色彩は表示面積の2分の1以下

**上乘せ基準③ 個数** 制限の対象外：都市計画法に基づく商業地域内のもの・管理用広告物  
地上に建植する広告塔・広告板：1敷地あたり1個まで  
そで看板：建物1棟あたり1列まで 屋上広告物：建物1棟あたり1個まで

**上乘せ基準④ 面積** 制限の対象外：都市計画法に基づく商業地域内のもの  
屋上広告物の表示面積は30㎡以下

景観形成重点地区の上乗せ許可基準

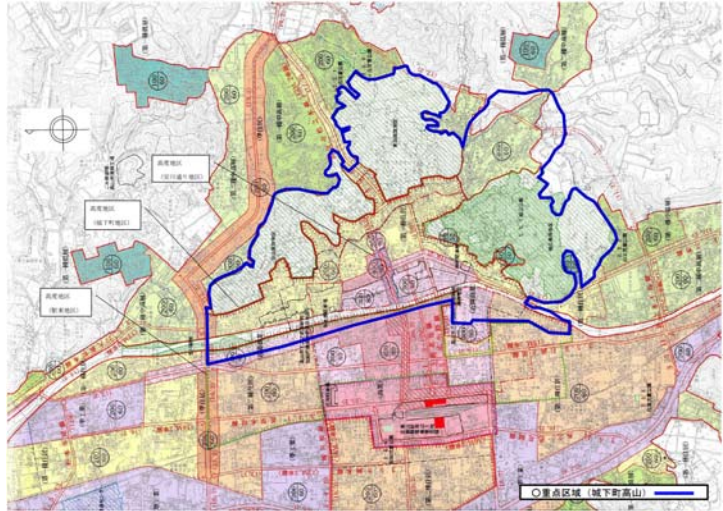
出典：弘前市屋外広告物条例の手引き



## 都市計画との連携

### <風致地区：高山市>

高山市では、昭和53年に三町地区が重伝建地区の選定を受け、その後、平成5年に北山風致地区、平成8年に東山風致地区を決定し、町並みと一体となって都市の景観を構成している市街地の里山の良好な自然を保全するとともに、都市の風致が維持されており、歴史的風致維持向上計画の重点区域は、この2つの風致地区を包含する形で設定されている。



風致地区の範囲

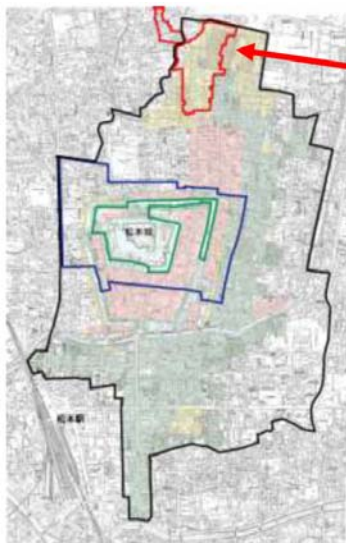
## 都市計画との連携

### <地区計画：松本市>

松本市歴史的風致維持向上計画に基づく重点区域の北側に位置し、松本城より北に約1kmの地点にあたる城北東地区は、松本藩の武家地として静かで落ち着いた風情が残っている。当該地区では、平成21年3月に都市計画法に基づく地区計画が定められ、閑静で古くからの情緒のあるたたずまいの保全と良好な住環境の形成が図られている。今後も、地区計画内の行為の届出を通じ、情緒のあるたたずまいを保全し、良好な住環境の形成が目指されている。

### 地区計画の概要

名称	城北東地区計画
面積	約9.0ha
用途地域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 近隣商業地域
地区整備 建築物等	1.建築物等の用途制限 2.敷地面積の最低限度 3.壁面の位置の制限 4.建築物等の高さの最高限度 5.垣又は柵の構造制限

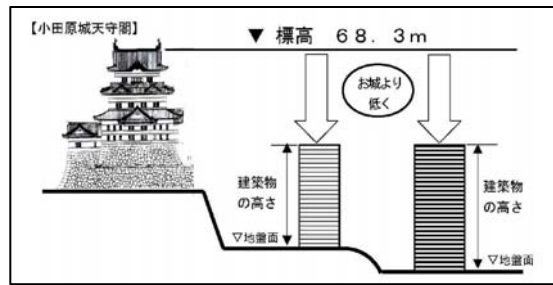


城北東地区の位置・範囲

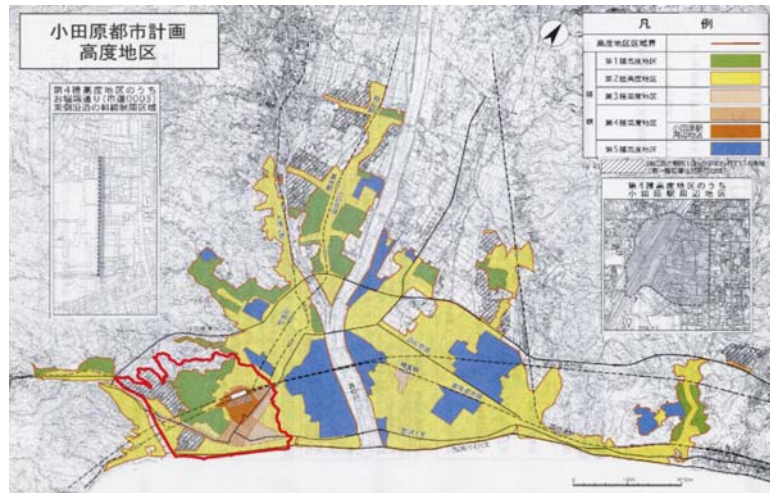


<高度地区：小田原市>

小田原市では、市街化区域内（用途地域で建築物の高さ制限 10mを定めている第1種低層住居専用地域を除く）の全ての建築物の最高限度を定めた高度地区を決定しており、重点区域のうち八幡山古郭の住宅地は、第一種高度地区として 12 mの制限を行い、二の丸に面したお堀端通り東側沿道については、道路からの距離に応じた斜線制限を設け、良好な景観形成に配慮されている。



小田原城天守閣周辺の高さ制限イメージ

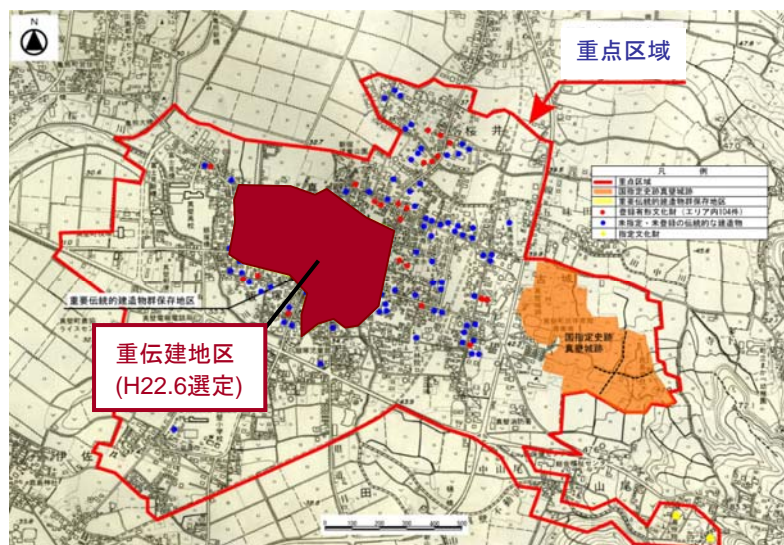


高度地区の地区設定

<伝統的建造物群保存地区：桜川市>

平成 21 年 3 月 11 日に歴史的風致維持向上計画の認定を受けた桜川市では、歴史的風致維持向上計画に基づいて、重点区域内の歴史的町並み（真壁地区）を伝統的建造物群保存地区に指定することを決定し、平成 22 年 6 月に重伝建地区の選定を受けている。

平成 22 年の重伝建地区選定後、東日本大震災が発生し、重伝建地区の伝統的建造物については、文化庁事業により復旧を図り、重伝建地区周辺の歴史的建造物（主に国登録有形文化財）については、歴史的風致形成建造物に指定し、修理を支援することで復旧を図っている。





## その他自主条例・制度等との連携

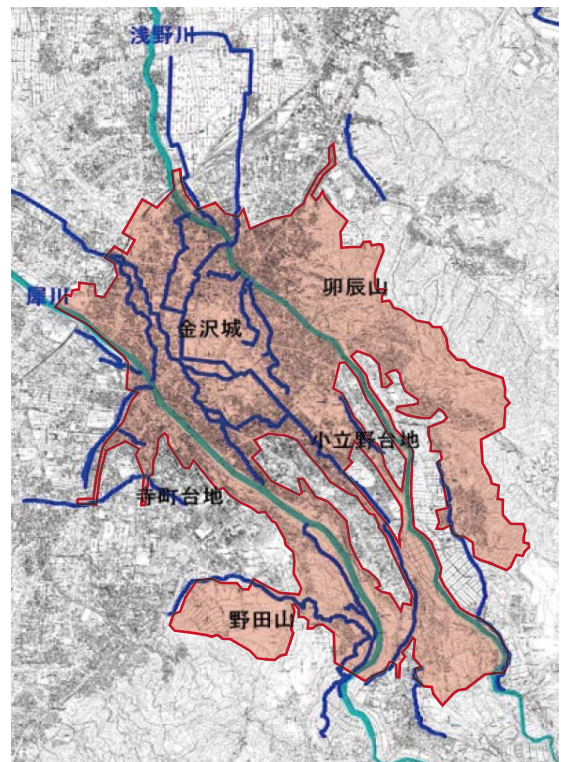
### <金沢市用水保存条例：金沢市>

金沢市では、「金沢市用水保全条例」（平成8年制定）に基づき「保全用水」を指定し、届出制により用水及び用水に隣接する土地における工作物の設置や建築行為等について指導・助言・勧告が行われている。

指定された保全用水では、それぞれに用水景観、用水の開渠化、清流の確保、用水利用の4つを柱とする用水保全基準を定め、基準に基づき用水の保全が図られている。



重点区域内を流れる用水



### <長野市伝統環境保存条例：長野市>

長野市では、「長野市伝統環境保存条例」（S58.3制定）を基に、松代町四町を伝統環境保存地区として指定し、区域内の保存に関する保存計画を策定している。伝統環境保存地区の全域が重点区域内に含まれており、保存区域内で建築物・庭園その他の工作物に対し新築・増改築などを行う場合には、市への届け出が必要であり、これにより、城下町の良い景観形成が図られている。



伝統環境保存地区の範囲

### 3-3 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理

#### (1) 事業の目的と目的別の取組み事例

- ・ 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業の目的・内容は以下のように分類することができ、歴史的風致維持向上計買う計画の認定都市では、各都市の歴史的風致を維持向上するために、これら様々な事業を実施している。
- ・ 平成25年10月までに認定を受けた38都市の総事業数は875事業となっており、1都市あたりの平均は約23事業となっている。
- ・ 事業内容としては、「拠点となる歴史資源の修理・修景」が135事業と最も多く、次いで「伝統文化の周知・意識啓発」(119事業)「道路美装化」(88事業)となっている。

#### ■事業の目的タイプ

A	<b>拠点施設整備</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の歴史的風致の“核”となるような歴史資源や、歴史的町並みの保全を図る上で重要な建造物等の修理・修景や復原のための事業で、そのための調査や土地の買い取り等も含む</li> <li>○修理した歴史的建造物の公開や交流拠点としての活用など、歴史的建造物を有効に活用していくための環境整備</li> <li>○また、城跡公園など地域の歴史的風致の拠点となるような公園、地域の歴史文化を紹介するような展示・交流施設等の整備</li> </ul>
B	<b>町並み整備</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の周辺等における良好な市街地景観を形成していくための事業で、歴史的町並みを構成する歴史的建造物の修理・修景のための助成制度創設や、景観阻害要素の除去、道路の美装化、無電柱化等の事業</li> </ul>
C	<b>回遊性向上</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まち中にある歴史的資源を安全・快適に巡って回れるようにするためのアクセス路や歩行空間整備、サイン・案内板の整備、駐車場整備といった、まち中の回遊性を向上させるための事業</li> </ul>
D	<b>歴史的活動継承</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の歴史的風致を形づくり、長い年月をかけて培われてきた地域の文化でもある祭礼や伝統行事、伝統産業等を保全・継承していくための人材育成や、祭礼等に使用する道具の修理等の必要な支援</li> </ul>
E	<b>意識啓発</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史まちづくりに対する地域住民の理解を醸成するとともに、地域の伝統文化を周知し、理解を深めてもらうための取組み</li> <li>○歴史まちづくりに関わる取組みを主体的に実施している市民団体等への活動支援</li> </ul>
F	<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史的風致の維持向上に関わるような、景観計画等の各種計画策定のための取組み等</li> </ul>

■事業の目的・内容と事業数（38 都市）

N=875、重複あり

事業の目的・内容		事業数	割合	計	
				事業数	割合
A 拠点施設整備	A-1 歴史資源の調査	32	3.7%	357	40.8%
	A-2 歴史資源の復元（復原）	52	5.9%		
	A-3 歴史資源の修理・修景	150	17.1%		
	A-4 土地の買い取り	22	2.5%		
	A-5 展示・交流施設等整備	20	2.3%		
	A-6 公園整備	50	5.7%		
	A-7 その他環境整備	31	3.5%		
B 町並み整備	B-1 歴史的建造物の修理・修景（助成）	81	9.3%	293	33.5%
	B-2 道路美装化	88	10.1%		
	B-3 その他整備	37	4.2%		
	B-4 無電柱化	67	7.7%		
	B-5 その他阻害要素撤去	20	2.3%		
C 回遊性向上	C-1 アクセス路・歩行空間整備	57	6.5%	129	14.7%
	C-2 交通関連施設整備	15	1.7%		
	C-3 サイン・案内板等整備	57	6.5%		
D 歴史的活動継承	D-1 人材・後継者育成	26	3.0%	89	10.2%
	D-2 伝統行事・産業の実行・維持・継承	63	7.2%		
E 意識啓発	E-1 市民団体等への活動支援	36	4.1%	154	17.6%
	E-2 伝統文化の周知・意識啓発	118	13.5%		
F その他	F-1 計画策定等（景観計画など）	41	4.7%	57	6.5%
	F-2 その他	16	1.8%		



## A 拠点整備

- ・地域の歴史的風致の“核”となるような歴史資源や、歴史的町並みの保全を図る上で重要な建造物等の修理・修景や復原のための事業で、そのための調査や土地の買い取り等も含む
- ・修理した歴史的建造物の公開や交流拠点としての活用など、歴史的建造物を有効に活用していくための環境整備
- ・た、城跡公園など地域の歴史的風致の拠点となるような公園、地域の歴史文化を紹介するような展示・交流施設等の整備

### A-1 歴史資源の調査

#### <城山公園整備事業（大洲市）>

城山公園内の崩壊の危険性が高い石垣について改修を行うとともに、石垣に悪影響を与えている樹木や大洲城跡の眺望景観を害している樹木を調査し、植栽計画を立てた上で、伐採・移植・新植などの適切な処置を行っている。石垣の改修にあたっては、3次元レーザー測量、地質調査、発掘調査を実施し、これらの結果に基づき、実施設計を行っている。



3次元レーザーによる測量

### A-2 歴史資源の復元（復原）

#### <唐樋札場跡整備事業（萩市）>

江戸時代に萩藩主が参勤交代に利用した萩往還（国指定史跡）等の主要街道の起点であり、防長両国の一里塚の起点とされ、高札場があった場所。もともと店舗などがあったが、用地取得、発掘調査を行い、高札場の復元整備を実施している。



#### <金沢城公園整備事業（金沢市）>

重要文化財である石川門の保存修理とともに、都市公園として管理されている金沢城公園内の河北門、橋爪門（二の門）の復元等を実施。金沢城三御門の整備により歴史的風致の維持向上が図られている。



河北門（整備後）



### A-3 歴史資源の修理・修景

#### <岩村藩鉄砲鍛冶加納家取得・修理事業（恵那市）>

旧武家町の入り口にある岩村藩鉄砲鍛冶加納家を市が取得し、耐震補強工事や改修修理を行い、建物を一般公開している。重要伝統的建造物群保存地区から少し離れた場所に位置しているが、この建造物の周囲は旧の武家町であることから、当施設を公開することで、重点地区内の回遊性の向上、歴史的風致の維持向上が目指されている。



### A-5 展示・交流施設等整備

#### <甘楽町ふるさと伝習館整備事業（甘楽町）>

民俗芸能等を学習、伝承する場、地域住民と来訪者との交流する場を備えた施設として整備された。当施設は名勝「楽山園」の隣に位置し、情報発信、交流の場として有効に活用されている。



### A-6 公園整備

#### <市民中央広場整備事業（弘前市）>

市民中央広場は、弘前公園に近接する多目的広場であり、「弘前ねぶたまつり」の時期には、ねぶた小屋が設置され、広場横からねぶたが出発する場所となっている。また、広場向かいには重要文化財旧第五十九銀行本店本館があることから、必要な整備を行うことで、公園周辺の良好な景観形成が図られている。



整備前



整備後

## B 町並み整備

- ・文化財の周辺等における良好な市街地景観を形成していくための事業で、歴史的町並みを構成する歴史的建造物の修理・修景のための助成制度創設や、景観阻害要素の除去、道路の美化、無電柱化等の事業

### B-1 歴史的建造物の修理・修景（助成）

#### <都市景観形成助成事業（犬山市）>

犬山城下町（景観条例によって定められている計画促進地域）において、景観の保全を目的とした修景・改修事業を行う際に、道路などの公共空間から望見できる外観に対して整備費の一部を助成することにより、周辺景観の保全が図られている。

（修景）助成率：2/3、上限額：3000万円（新築・改築）助成率：1/3、上限額：1000万円



修景前



修景後

#### <歴史的風致形成建造物保存修景事業（白河市）>

東日本大震災により、歴史的建造物の多くが土壁・屋根瓦が崩落するなど甚大な被害を受けたため、歴史的風致形成建造物に指定した建造物の保全と活用を図るため、当該建造物の修理・修景・整備について所有者が実施する工事に対する経費を助成している。



修理・修景前



修理・修景後

### B-2 道路美化

#### <道路美化事業（下諏訪町）>

中山道下諏訪宿の歴史的な経過を持つ路線について、歩行者空間の確保に考慮した舗装のグレードアップにより、多くの人が歩いて下諏訪宿の歴史的な趣を楽しめるよう道路の美化を進め、文化財等を巡って歩きやすい環境整備が図られている。



## B-4 無電柱化

### <無電柱化事業（高山市）>

下二之町大新町伝統的建造物群保存地区内の市道において、電線等の地中化により電柱を撤去するとともに、側溝に石を使用し、伝統的な町並みに合った道路修景事業を電力事業者等と協力して実施している。



整備前



整備後イメージ

## B-5 その他阻害要素撤去

### <屋外広告物等撤去補助事業（金沢市）>

景観上支障となったり、周辺景観を阻害する屋外広告物等の撤去に関する工事について助成を行い、屋外広告物を適切に景観誘導することにより、歴史的風致の維持向上が図られている。

助成率：1/2、上限額：25・50万円（審議会要請の撤去）助成率：9/10、上限額：100万円



### <景観影響建造物除去事業（高梁市）>

高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区内にある鉄骨スレート葺きの倉庫が町家が連続する歴史的景観を阻害していたため、倉庫に特別な用途もなかったことから、周囲の景観に配慮して除去および修景整備を行うことで、歴史的風致の向上が図られている。



撤去前



撤去後



## C 回遊性向上

- ・まち中にある歴史的資源を安全・快適に巡って回れるようにするためのアクセス路や歩行空間整備、サイン・案内板の整備、駐車場整備といった、まち中の回遊性を向上させるための事業

### C-1 アクセス路・歩行空間整備

#### <寺院群散策路修景整備（金沢市）>

城下町時代に形成された三つの寺院群において、歴史にふれあいながら散策できる安全歩行空間を確保するための整備を実施している。



整備前



整備後

### C-2 交通関連施設整備

#### <自転車エコツーリズム関連事業（彦根市）>

「パークアンドバイクライドシステム」を促進するために、レンタサイクル基地および自転車エコステーションの設置事業が行われている。また、民間組織やNPO等と協力し、定期的な整理などの適切な維持管理が行われている。



### C-3 サイン・案内板等整備

#### <案内板等整備事業（甘楽町）>

歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点において、案内板や情報板の新設、更新を行うことにより、建造物への理解を深めるとともに、散策ルートの設定等と併せ歴史的風致の拠点を巡る回遊性の高いネットワークの形成が図られている。



## D 歴史的活動継承

- ・地域の歴史的風致を形づくり、長い年月をかけて培われてきた地域の文化でもある祭礼や伝統行事、伝統産業等を保全・継承していくための人材育成や、祭礼等に使用する道具の修理等の必要な支援

### D-1 人材・後継者育成

#### <長浜曳山祭保存伝承事業（長浜市）>

長浜曳山祭は、長浜八幡宮をはじめ山組の区域全体を舞台空間として様々な祭礼行事が行われるなど、長浜市を代表する歴史的風致であることから、長浜曳山祭を保存伝承するための取組みを支援することにより、長浜曳山祭を担う後継者を育成し、その保存伝承が図られている。



三役修行塾



囃子保存会の活動

### D-2 伝統行事・産業の維持・継承

#### <祭礼復興事業（高山市）>

高山祭を伝統的な様式に復元するため、関係機関と連携を図りながら、重点区域の文化性の根幹である高山祭の屋台行列の祭礼次第の整理、記録等を行ない、また祭礼衣装等については計画的な整備が実施されている。



#### <伝統的工芸品「岐阜提灯」振興事業（岐阜市）>

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の認定を受けた「岐阜提灯」について、伝統工芸品産業に関する第4次振興計画に基づき、後継者育成・需要開拓・意匠開発等の事業を行い、岐阜提灯の普及を推進している。



＜西検番事務所の改修（金沢市）＞

芸妓の稽古場である検番を改修し、金沢独自の街文化の発信拠点として活用されている。金沢職人大学校の修復選考科を修了し、歴史的建造物の修理方法を学んだ大工が中心となって改修工事を実施している。また、舞台裏階段の勾配や幅も改善し、観光客に対応するためトイレも新しく整備されている。



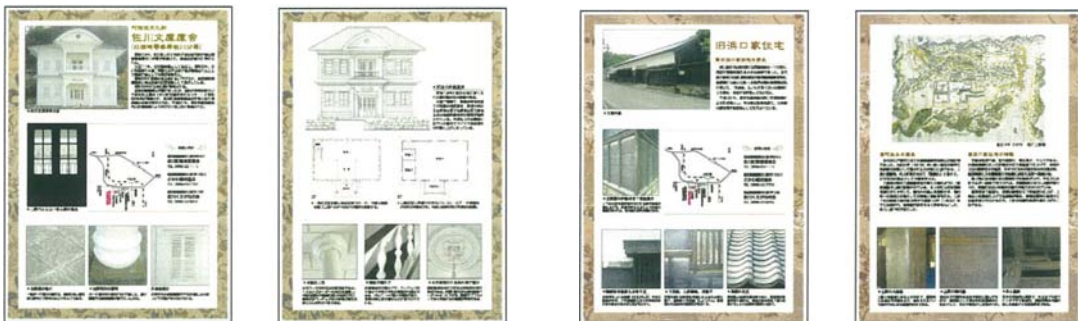
## E 意識啓発

- ・歴史まちづくりに対する地域住民の理解を醸成するとともに、地域の伝統文化を周知し、理解を深めてもらうための取組み
- ・歴史まちづくりに関わる取組みを主体的に実施している市民団体等への活動支援

### E-1 市民団体等への活動支援

＜まちの駅活性化事業（協議会活動助成事業）（佐川町）＞

歴史的街なみを保全し、活気と潤いのあるまちづくりを進めるために、地域の文化的資源を再確認し、良好な街なみ形成方策等に係る勉強会、見学会、資料作成、コンサルタント派遣等を実施している。



情報発信ツールとして作成された文化財のパンフレット

＜地域コミュニティ組織づくり事業（萩市）＞

過疎化、少子高齢化の進展に伴い、町内会等地縁組織の自治機能が低下するなかで、広域的に自治機能を補完し合い、コミュニティの維持及び振興を図る仕組みづくりとして、学区等を単位とした地域コミュニティ組織づくりを推進しており、各地域に古くから伝わる伝統芸能や伝統行事の継承、自然景観や歴史的景観の保全等が目指されている。



## E-2 伝統文化の周知・意識啓発

### <大宰府発見塾事業（太宰府市）>

太宰府の歴史・文化財・まちづくりに関する市民の認識を深めるため、連続講座「大宰府発見塾」を開催している。発見塾の受講者が修了後も主体的に史跡解説員や文化遺産調査ボランティアに参加するなど、歴史文化の保存・継承活動の担い手育成が目指されている。



文化遺産調査ボランティアによって収集された市内の文化遺産

### <わがまち自慢発掘プロジェクト事業（松江市）>

地域ごとに歴史・文化的価値の高いものを中心にお宝を掘り起こし、それらをつなぐ”まち歩きルートマップ”を作成し、地域における資源（お宝）をまちづくりや観光振興に活用されている。当事業により、まち歩きマップ作成後に地域主体のまち歩きガイドの育成につながるなど、市民の地域への愛着心の醸成、まち歩き観光や地域学習の環境整備につながっている。



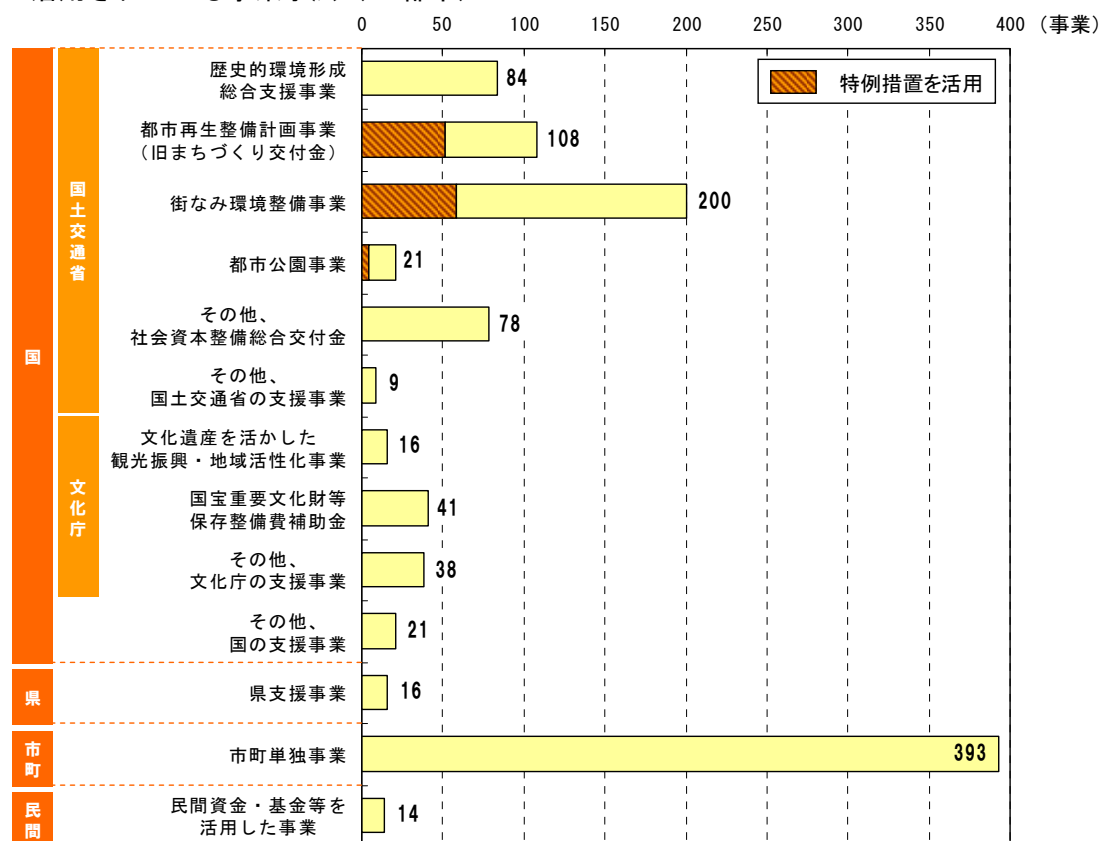
## (2) 活用されている事業手法

- ・ 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理にあたり、活用されている事業手法の内、国庫補助事業としては、「街なみ環境整備事業」が875事業中200事業と最も多く、次いで「都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）」108事業となっている。（歴史的環境形成総合支援事業については、平成23年度より廃止となったため、それ以降は主に社会資本整備総合交付金が活用されている。）
- ・ 計画に位置づけられている事業の内、5割弱にあたる393事業については、市町の単独事業となっている。国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画の中に、市町の単独事業についても明確に位置づけることで、継続的な事業実施が担保されている。

### 認定都市の声

伝統行事や芸能、伝統産業への活動支援は市の単費で行っており、財政的な都合で予算を切られかねない状況であったが、歴史的風致維持向上計画の中で事業を位置づけたことにより、継続的な事業の実施が担保された。（弘前市）

■活用されている事業手法（38都市）



※特例措置の活用状況については、平成25年4月実施のアンケート調査結果（35都市）

### (参考) 特例措置の内容

○都市再生整備計画事業  
交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、電線電柱類移設等を基幹事業に追加

○街なみ環境整備事業  
歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原を補助対象に追加

○都市公園事業  
古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加



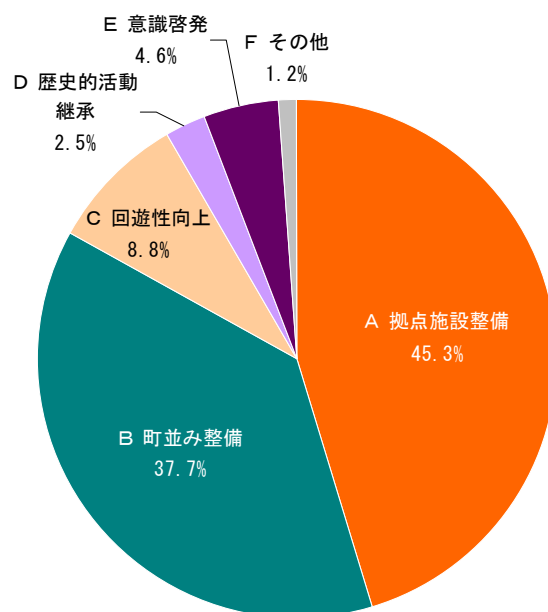
### (3) 事業目的別の事業費の内訳等

#### ①事業目的別の総事業費

- ・ 事業目的別の総事業費の割合を見ると、「A 拠点施設整備」が45.3%、「B 町並み整備」が37.7%となっており、この2つで全体の8割以上を占めている。
- ・ ソフト事業（D、E、F）は、事業数としては全体の3割弱であるが、事業費で見ると全体の7.1%となっている。

#### ■事業目的別の総事業費 [H20~25の合計]

(38都市に対して実施したアンケート結果より)

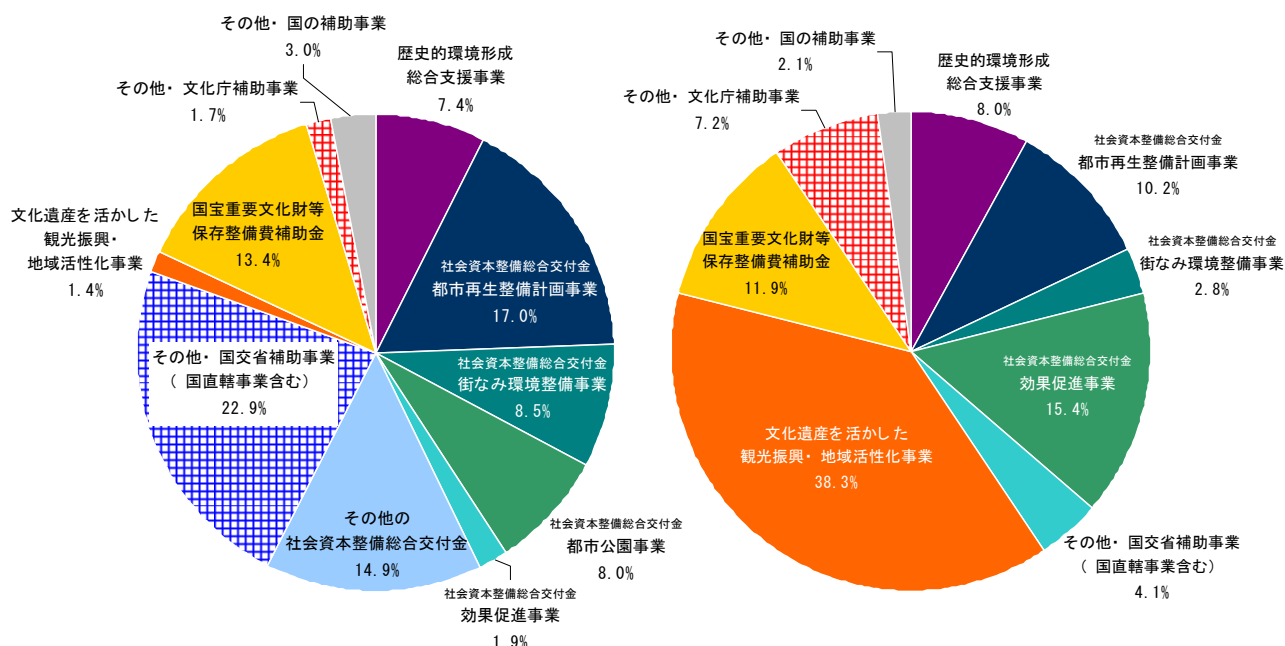


#### ②支援メニュー別の国庫補助の割合

- ・ 支援メニュー別の国庫補助の割合を見ると、社会資本整備総合交付金が全体の約5割を占めており、国交省関連の補助事業が約8割、文化庁関連の補助事業が2割弱となっている。なお、平成23年度以降は文化庁関連の補助事業費が増加傾向にある。
- ・ 一方、ソフト事業（D、E、F）に限って見ると、「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」が全体の4割近くを占めており、文化庁関連の補助事業費が6割近くを占めている。

#### ■支援メニュー別の国庫補助の割合 [H20~25の合計] (左：全事業、右：ソフト事業)

(38都市に対して実施したアンケート結果より)

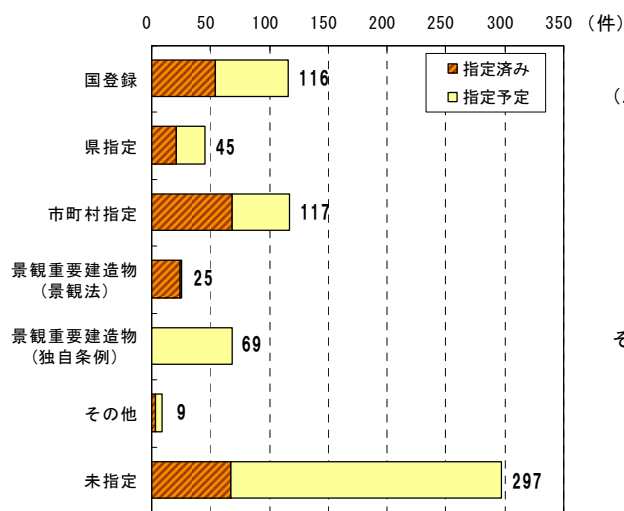


### 3-4 歴史的風致形成建造物の指定状況

#### (1) 指定状況と建造物の種類等

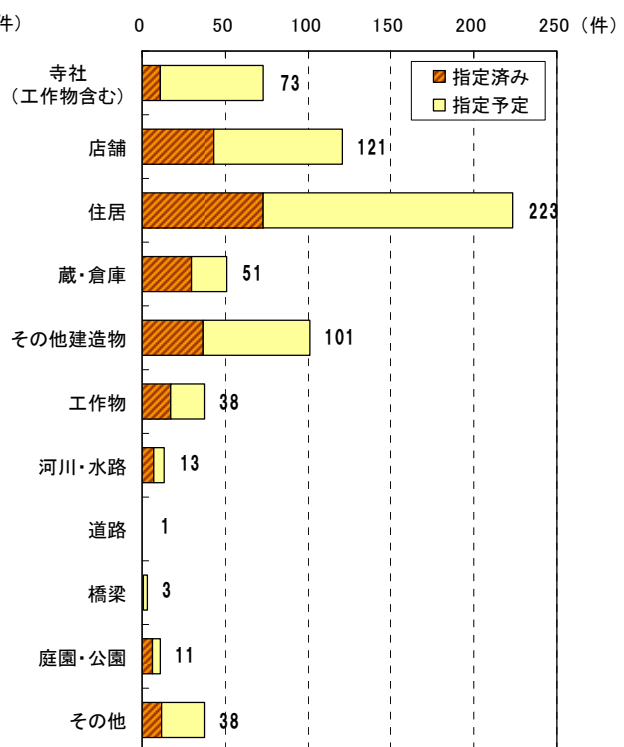
- ・ 歴史的風致形成建造物については、平成 25 年 4 月時点の調査で、237 件が既に指定済み、434 件が指定予定、合わせて 671 件となっている。
- ・ 指定予定も含めて歴史的風致形成建造物の文化財等としての位置づけを見ると、文化財や景観重要建造物等としての指定・登録がない未指定の物件が 297 件と半数近くを占めており、既存の制度の枠組みでは修理等に対して支援のできないような物件を指定し、歴史的風致の維持向上のための整備を実施しているケースが多いものと推察される。
- ・ 歴史的風致形成建造物の種類としては、住居が 223 件と最も多く、次いで店舗（121 件）となっている。

■ 歴史的風致形成建造物の位置づけ



(N=671/重複あり)

■ 歴史的風致形成建造物の種類



※平成 25 年 4 月実施のアンケート調査結果 (35 都市)

(参考) 歴史的風致形成建造物の種類別事例

■ 寺社



大通寺 (長浜市 / 未指定)

■ 店舗



福嶋三弦店 (金沢市 / 市こまちなみ保存建造物)



天ぶらてんめい (川越市 / 都市景観重要建築物)

■ 住居



渡辺高蔵旧宅 (萩市 / 景観重要建造物)

■ 蔵・倉庫



殿町三輪車山車蔵 (美濃市 / 県指定)



司牡丹酒造 酒蔵群 (佐川町 / 未指定)

■ その他の建築物



八千代座付属施設 (山鹿市 / 市指定)



吹屋小学校校舎 (高梁市 / 県指定)

■ 工作物



市塚政一住宅長屋門 (桜川市 / 国登録)



勘兵衛屋敷の石垣 (大洲市 / 未指定)

■ 河川・水路



雄川堰 (甘楽町 / 町指定)



掘川 (松江市 / 未指定)

■ 道路



堀内鍵曲道路 (萩市 / 重要文化的景観選定地域内)

■ 橋梁



翁橋 (津山市 / 国登録)



奥祖谷二重かずら橋 (三好市 / 未指定)

■ 庭園・公園



松風閣庭園 (金沢市 / 市指定)



牧野公園 (佐川町 / 未指定)

■ その他



笹畝坑道 (高梁市 / 未指定)



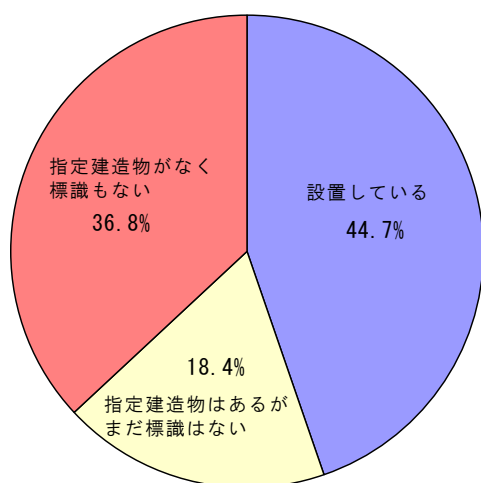
JR津山駅機関車庫・転車台 (津山市 / 未指定)

## (2) 歴史的風致形成建造物の標識

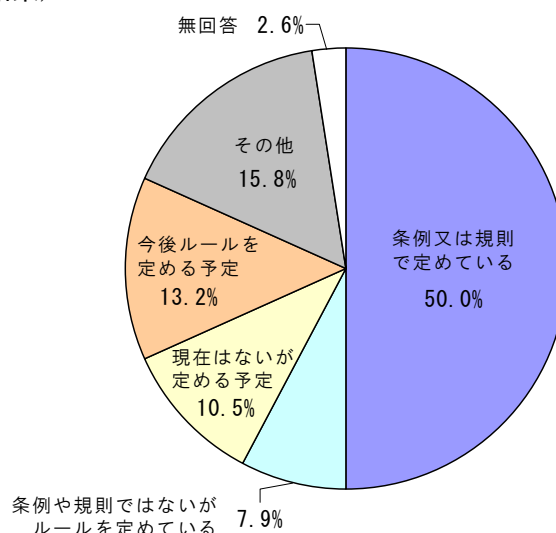
- ・平成25年11月に実施したアンケート（対象38都市）によると、歴史的風致形成建造物の標識を設置している都市は、全体の5割弱にあたる17都市となっている。なお14都市は、まだ指定された歴史的風致形成建造物がない状況となっている。
- ・全体の2割弱にあたる7都市については、歴史的風致形成建造物はあるが、まだ標識は設置していないとの回答となっている。
- ・標識設置に関するルールについては、全体の6割弱にあたる22都市で定めており、内19都市は条例又は規則でルールを定めている。標識を設置している17都市は全て、明文化されたルールを定めているとの回答となっている。
- ・標識の大きさについては、200～210mm×290～300mmが17都市中7都市と多くなっている。また、縦+横の長さが300mm以下の比較的小さな標識を設置している都市も4都市見られる。

■ 標識の設置状況（N=38）

（平成25年11月実施のアンケート調査結果）



■ 標識設置に関するルールの有無（N=38）



標準的な大きさの標識例  
（彦根市：210mm×300mm）



比較的小さい標識例  
（亀山市：80mm×120mm）

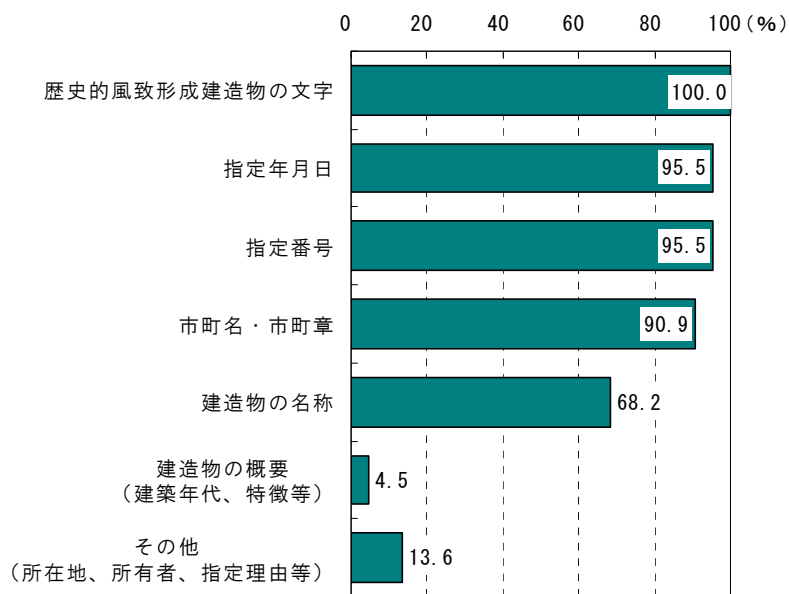


- ・ 標識に記載している事項については、「歴史的風致形成建造物の文字」は全ての都市で記載しており、「指定年月日」「指定番号」「市町名・市町章」については9割以上の都市で記載している。また、建造物の名称についても約7割の都市で記載している。
- ・ 記載事項として特徴的なものとしては、白河市では建造物の概要（建築年代、特徴等）を記載しており、また小田原市は歴史的風致形成建造物の定義を記載している。

### 認定都市の声

- ・ 景観重要建造物、趣のある建物など1つの建造物でいくつもプレートがある建物があるが、所有者の中にはそれを誇りに感じている人もいる。（弘前市）
- ・ 景観重要建造物のプレートと色違いにして、デザインがばらばらにならないように配慮している。（川越市）
- ・ 来訪客がプレートも含めて整備した建造物の写真を撮るようになった。今後は、歴史まちづくり法に基づく事業で整備したことがわかるようなデザインを考えていきたい。（太宰府市）

■ 標識に記載している事項（N=38）（平成25年11月実施のアンケート調査結果）



建造物の概要を記載している標識（白河市）



歴史的風致形成建造物の定義を着さしている標識（小田原市）



### (3) 歴史的風致形成建造物の活用事例

- ・ 歴史的風致形成建造物は、必要な修理、内部の改装等が行われ、観光・交流施設や地域のまちづくり団体等の活動拠点等として活用されている施設も多い。

#### 休憩所・観光案内所として活用：信州屋（甘楽町）

明治38年竣工の商家を往時のたたずまいを残したまま改修・整備し、休憩所・観光案内所として活用している。



- ◆ 1階：休憩所、観光案内、ギャラリー等
- ◆ 2階：休憩所（多目的室）
- ◆ 裏庭：庭園、トイレ

#### 観光施設として無料一般公開：渡辺蕎蔵旧宅（萩市）

明治中期竣工の住宅の往時のたたずまいを残したまま改修・整備し、観光施設として一般公開している。

- ◆ 遺族から寄付された遺品や写真を展示
- ◆ 萩観光ガイド協会のメンバーが常駐し施設を案内



写真：萩市観光ポータルサイト (<http://hagi-kankou.com/spot/333/>)

市民まちづくり団体による保存・活用：善利組足軽屋敷辻番所（彦根市）

善利組足軽屋敷辻番所は、彦根景観フォーラム等が古民家再生トラストを結成して募金運動を行った後、寄付金を彦根市に寄付して市が買い取った施設で、歴史的風致維持向上計画の認定後である平成21年2月に市文化財に指定されている。

認定後は歴史的風致形成建造物に指定されて修理が行われ、現在は「辻番所サロン 芹橋生活」を定期的に開催するなど、地元のまちづくり組織である「辻番所の会」などが中心となって公開活用が進められている。



**足軽辻番所サロン「芹橋生活」**

平成 25 年度・芹橋

## 善利組足軽屋敷公開

2013 年 10 月  
**26日(土)~27日(日)**  
芹橋 2 丁目地区一帯  
午前 10 時~午後 4 時

**同時開催**  
中殿稲瀬谷家(京町)  
「まちかど資料館」

主催：彦根歴史的風致活用実行委員会  
(彦根辻番所の会・足軽中殿稲瀬谷家「まちかど資料館」・  
NPO 法人彦根景観フォーラム・彦根市教育委員会文化財課)

**辻番所サロンこれからの予定**

期	期 日 時	題 目	コ ー ス
第 43 期	10 月 26 日 (土) ~27 日 (日) 10:00~16:00	芹橋・資料館足軽屋敷公開  中殿稲瀬谷家公開	①善利組足軽屋敷公開 辻番所・田嶋真部・吉原部・藤部 太田部(藤平会場)・中藤部(藤平会場) 所願の台・林部・稲瀬谷部・北川部  ②屋敷公開と資料展示
第 44 期	11 月 11 日 (日) 10:30~12:00 大講堂	田村 真起 さん 京都女子大学教授	タイトル未定 (歴史・彦根屋敷関係)
第 45 期	12 月 15 日 (日) 10:30~12:00 大講堂	高野 肇 さん しみよひまちも新研究所 代表	暮らしの思い出 古写真サロン (仮)
第 46 期	2 月 23 日 (日) 10:30~12:00 大講堂	小林 寛 さん 彦根教育委員会文化財課 宮内閣さん 彦根市長	「彦根屋敷」における彦根屋敷の動向 彦根の彦根屋敷の活躍 (状況・立場) について
第 47 期	3 月 23 日 (日) (予定)	辻番所常設展示施設完成セレモニー	①開会式 (市関係者参加) ②屋敷公開 ③屋敷内覧 ④地元による行事開催

※11・12・2月のサロン：資料代 100 円 (冬期は暖房費 100 円) ※結果は有りません・結果簿のみ

主 催：彦根歴史的風致活用実行委員会 (彦根辻番所の会・まちかど資料館・彦根景観フォーラム・市文化財課)

共 催：彦根大学社会連携研究センター・彦根県立大学地域共生センター

後 援：彦根市・彦根商工会連所・(公社)彦根観光協会・彦根商店街連盟

**「彦根辻番所の会」会員募集中!** 興味のある方はお問い合わせください  
連絡先：彦根辻番所の会 (彦根市) 0749-23-3073

この事業は、文化庁の文化芸術振興費補助金 (文化遺産を活かした地域活性化事業) を受けて実施します。

### 3-5 歴史的風致維持向上支援法人の指定状況

- 歴史的風致維持向上支援法人を指定している都市は、平成 25 年 11 月の段階で 3 都市となっており、指定法人は 4 団体となっている。以下に各法人の概要及び活動事例を示す。

都市名	指定日	法人名	法人の設立目的と主な業務実績
萩市	H21. 4. 1	NPO 萩まちじゅう博物館	<p>「萩まちじゅう博物館構想」に基づき、市民及び行政と協働して、萩市の都市遺産を再発見し、その情報の管理や活用などを行うことで、都市遺産を守り育て、次世代に継承していくことを目的。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ワンコイントラスト（100 円信託）運動の実施（平成 21～平成 24 年度）</li> <li>○萩の文化・自然・歴史を紹介する研修の開催（平成 21～24 年度）</li> <li>○渡辺蒿蔵旧宅整備事業に関する助言や援助（平成 23 年度）</li> </ul>
太宰府市	H23. 8. 19	特定非営利活動法人 都市・建築遺産 保存支援機構	<p>わが国に固有の都市遺産・建築遺産の保存を希求し将来世代へ護り伝えるため、都市史学、建築史学、都市計画学を基盤として、これら遺産の保存・活用を支援する事業を適切かつ確実にを行うことを目的。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○光明寺築地塀修復事業（平成 23 年度）</li> <li>○小田礎風邸保存修理指導（平成 24 年度）</li> <li>○甘木屋（高田照子）邸保存修理指導（平成 24 年度）</li> <li>○吉嗣邸保存修理助言（平成 24 年度）</li> <li>○歴史的風致形成建造物指定プレート助言（平成 24 年度）</li> <li>○蔵司通路環境整備工事助言（平成 24 年度）</li> <li>○門前六町まちづくり協議会・学習会等支援（平成 24 年度）</li> </ul>
	H24. 11. 30	特定非営利活動法人 古都大宰府の風を育む会	<p>会員相互の協力により、中立的立場で自然環境及び文化遺産に関する保全・維持・研究・事業を行う不特定多数のものに対して、それらの活動の助成及び支援を行う。自然環境の健全化などを主体に地域社会の雇用の創出及び環境資源の創出に寄与することを目的。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○四王寺山周辺環境整備事業（平成 24 年度）</li> <li>○四王寺山の環境保存活用事業（平成 24 年度）</li> </ul>
白河市	H23. 7. 6	特定非営利活動法人 しらかわ建築 サポートセンター	<p>福島県県南地方において、他の特定非営利活動法人、地域社会活動法人等と連携し、まちづくり・地域景観の保全・災害救援復興・地域の安全活動・福祉の推進を図る活動等に関する事業を行うとともに、建築技術の専門知識を生かしながら、地域の良好な社会基盤の維持・保全に寄与することを目的。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史的建造物等の修理、修景、整備その他保全に関する相談業務（平成 23～24 年度）</li> <li>○白河市歴史的風致形成建造物補助金交付要綱及び白河市景観まちづくり補助金交付要綱に基づき実施する補助対象事業に係わる技術等の相談、審査、指導の業務及び中間・完了の検査業務（平成 23～24 年度）</li> <li>○審査指導業務の遂行に必要なマニュアルの作成業務（平成 23～24 年度）</li> <li>○歴史的建造物等の調査及び作図業務（平成 24 年度）</li> <li>○歴史的風致維持向上推進等調査「地域で循環する歴史的建造物の修理システムの構築」（平成 24 年度）</li> </ul>



NPO 法人萩まちじゅう博物館（萩市）

◆ワンコイントラスト運動の実施

観光客や市民から寄せられた信託金により、萩の文化遺産を大切に保存・活用し、萩にしかない宝物を次世代に伝える活動を実施。

井上勝旧宅門



修理前



修理後

NPO 法人しらかわ建築サポートセンター（白河市）

◆調査・研究

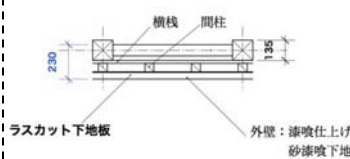
地域における持続的な歴史的建造物の修理システム構築

東日本大震災による歴史的建造物被災を契機として、歴史的建造物の維持・修理システムを検討

★近隣農家との提携等による  
材料調達手法の開発



★伝統工法と現代工法の組合  
わせによる代替工法の開発



複数の代替工法を考案し、  
実験的に施工

★職人の人材育成



モデル修理の現場で  
研修会を実施

◆各種相談

歴史的建造物等の修理、修景、整備、  
その他保全に関する相談事業



◆情報発信・イベント

白河まちなか歴史景観 蔵ウォーク



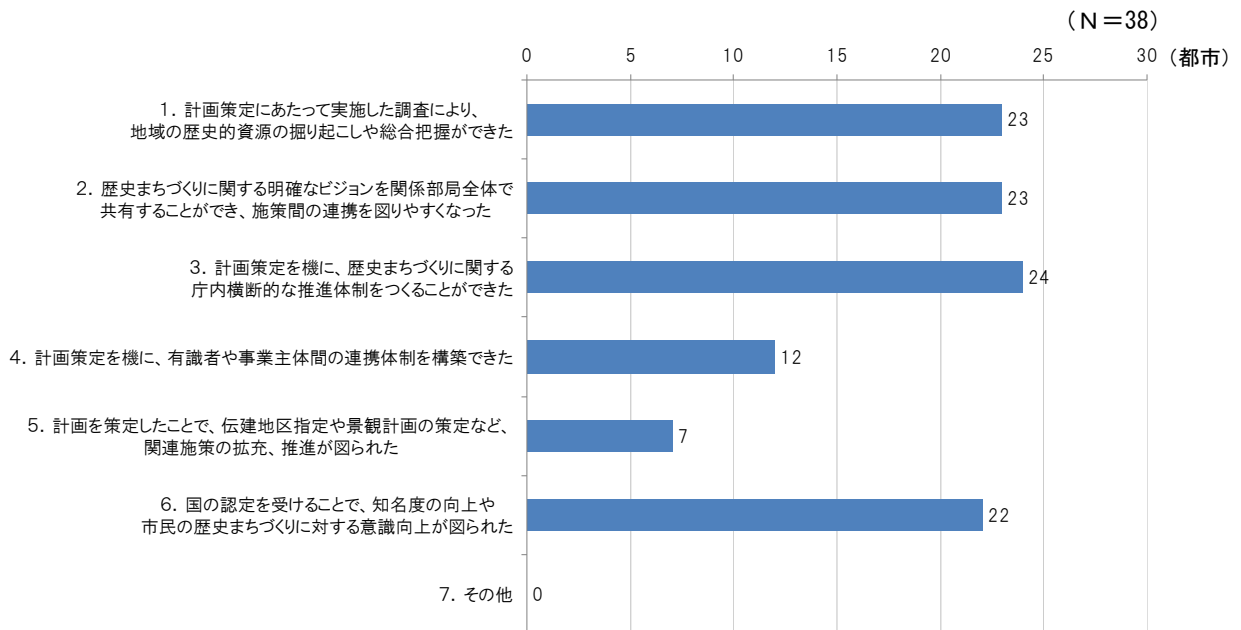
歴史的風致形成建造物等を見学

## 4 歴史的風致維持向上計画に基づく取組みの成果

### 4-1 歴史的風致維持向上計画の策定効果

- ・ 歴史的風致維持向上計画を策定したことによる効果としては、「歴史まちづくりに関する庁内横断的な推進体制をつくることができた」との回答が 38 都市中 24 都市と最も多いが、「歴史的資源の掘り起こし・総合把握」「歴史まちづくりに関するビジョンの共有による施策間の連携円滑化」「国の認定を受けることによる知名度向上・市民意識向上」を挙げている都市も約 6 割ある。
- ・ 主にこれらの事項が、歴史的風致維持向上計画を策定することによる主な効果として挙げることができる。

#### ■ 歴史的風致維持向上計画の策定効果（平成 25 年 9 月実施のアンケート調査結果）





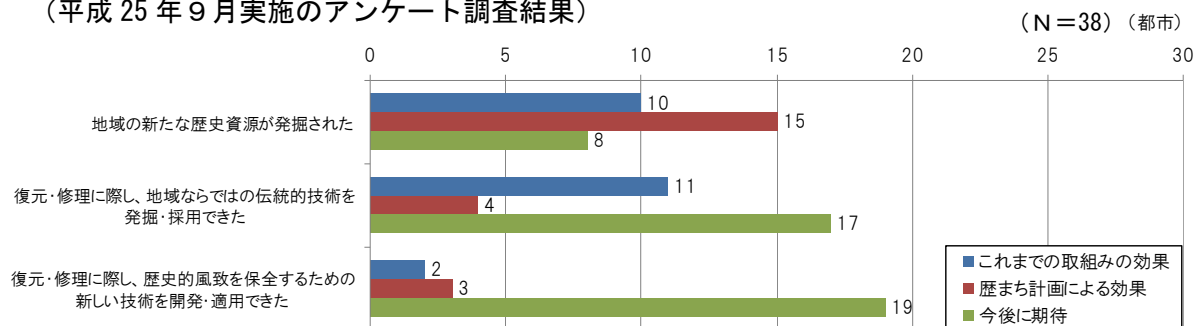
## 4-2 歴史的風致維持向上計画に基づく取組み効果

### (1) 地域の歴史的風致の核となる歴史資源（文化財等）の修理・復原

- ・ 地域の歴史的風致の核となる歴史資源（文化財等）の修理・復原に関しては、弘前市の鷹揚公園整備事業のように、文化財建造物周辺の環境整備が行われ、景観や回遊性が向上に効果を発揮している事例がみられる。
- ・ また、財政的な問題で保存修理が遅れていた国指定以外の文化財や、これまで財政的な支援ができなかった文化財指定のない歴史的建造物については、その保存修理が進み、歴史的風致の維持向上に大きな効果を挙げている。
- ・ また、地域の歴史的風致の核となるような歴史的建造物の修理を行い、これら建造物を展示や交流施設として有効に活用することで、地域の歴史文化の継承や交流促進等に効果を発揮している事例も多い。
- ・ なお、歴史的建造物等の復元・修理における「伝統的技術の発掘・採用」や、歴史的風致を保全するための「新しい技術の開発・適用」については、効果として挙げている都市はまだ少ない状況であるが、NPOしらかわ建築サポートセンター（白河市）では、平成24年度の「歴史的風致維持向上等推進調査」を活用し、歴史的建造物の修理における、近隣農家との提携等による材料調達や、伝統工法と現代工法の組み合わせによる代替工法の開発等に取り組んでいる。

### ■地域の歴史的風致の核となる歴史資源（文化財等）の修理・復原に係る効果

（平成25年9月実施のアンケート調査結果）



### 認定都市の声

- ・ 鷹揚公園（弘前公園）の園路をはじめとした老朽施設が整備改善され、園内の景観や回遊性が向上したほか、市指定文化財「旧笹森家」など3件の歴史的建造物の修理事業により、弘前の街なみを形成する歴史的建造物の保全と活用が図られた。（弘前市）
- ・ これまで放置されてきた文化財指定のない歴史的建造物の保全が進んだ。これにより、指定文化財や史跡、伝統的建造物群保存地区などと一体を成し、萩市が推進している萩まちじゅう博物館の主要な舞台である重点区域の歴史的風致の向上が図られた。（萩市）
- ・ 歴史的建造物のうち、特に重要文化財以外の建造物は、財政的な問題から保存修理が遅れていたが、計画認定に基づく国の支援事業が受けられることとなり、早期に保存修理が図られ活用が進められた。

遺構等の復原による城下町の構造明確化：亀山城多聞櫓、西之丸外堀等（亀山市）

亀山城多聞櫓は、亀山宿・亀山城を中心とした地域の歴史的風致を形成する重要な要素の一つで、その周りには明治天皇行在所や大久保神官家棟門、二ノ丸帯曲輪などの歴史的建造物等が存在する。亀山市では、これら建造物の修理・復原を行うとともに、併せて武家屋敷である加藤家屋敷保存整備事業や、亀山宿を代表する商家の旧館家住宅保存整備事業、また整備事業中に遺構が確認され、史跡復原事業に事業内容を変更した亀山城西之丸外堀の復原整備等を一体的に実施することで、城下町としての構造がより明確になり、歴史的風致の維持向上が図られている。

多聞櫓の修理は、詳細な学術調査成果を基に実施され、その結果、石垣および多聞櫓は県の史跡に指定されている。さらに今後、多聞櫓単体の建造物も県の文化財指定に向けて推薦する予定となっている。

また、多聞櫓の復原修理工事は平成 23 年度から 2 ヶ年で実施され、平成 25 年 4 月からは土休日に一般公開されており、平成 25 年 12 月までに 6,000 人以上の見学者が訪れている。



地下遺構の調査



養蚕農家の暮らしを伝える歴史的建造物の保存修理：信州屋（甘楽町）

信州屋は、明治 38 年竣工の建物で、呉服などを扱う商店、質屋として創業した。以降、薬や煙草、雑貨など取り扱う商品を少しずつ変化させながら、地域の生活を支える商店として営業が続けられてきた。信州屋は平入りの建物で、明治時代の商家の形式をよく残している。また 2 階が蚕室として使われ、2 階床下の炉や小屋裏に天窗の痕跡があることから、この地域の養蚕農家（近代養蚕農家）としての特徴も備えている。



町では信州屋の建物を譲り受け、平成 23 年度に調査・設計、平成 24 年度に改修工事を行い、観光案内所、お休み処等として、歴史的建造物を再活用している。





観光案内所、お休み処、ギャラリーとして活用されている1階内部



養蚕農家の特徴（炉の痕跡）

## 歴史的建造物を活用した学生と市民の交流の場の創出

：金沢学生のまち市民交流館（金沢市）

金沢市は、明治期に加賀藩の藩校を源流とした金沢医学館や旧制第四高等学校などが開学し、以降、数多くの高等教育機関を擁する学術文化都市として発展してきた。一方、近年はこれら教育機関が郊外に移転する中で、まち中に学生が来ないような状況となりつつあった。

そこで市では、学生とまちとの関係を深め、にぎわいと活力が創出されるまちづくりを目指し、平成22年に「金沢市における学生のまちの推進に関する条例」を施行した。“学生のまち・金沢”の実現に向け、学生と市民の交流拠点の必要性が高まる中、市民よりまち中に立地する歴史的建造物の寄贈を受け、歴史的風致維持向上計画に基づく事業として「金沢学生のまち市民交流館」が整備された。

当施設は「学生の家」と、旧料亭大広間の部材を用いて新設された「交流ホール」からなり、整備後、学生と市民の交流の場、まちづくり活動に関する情報交換や学習の場、市民協働によるまちづくり活動の場として有効に活用されている。



### 学生の家

学生の家は、大正時代に建てられた金澤町家が前身です。金沢市指定保存建造物にもなっています。

**学生の家・1F**

**1 サロン**  
サロン及び隣接した和室は、学生や様々な世代の市民が交流するためのアリススペースです。誰でも自由に利用できます。

**2 土庫**  
土庫は約20帖の石造りで会議やギャラリースペースとして利用できます（事前申請要）。

**3 光廊**  
1階は、光廊を中心とした階段下下により各室にアプローチできる構造になっています。

**学生の家・2F**

**4 和室（一ノ間・二ノ間・三ノ間）**  
和室（一ノ間・二ノ間・三ノ間）は、会議や集会の規模に応じて、一階ごと、また一ノ間と二ノ間をつなげての利用もできます（事前申請要）。

**5 和室（四ノ間）**  
独立した四ノ間は、小規模の会議や学習用に最適です（事前申請要）。

### 交流ホール

交流ホールは、本市が10年ものあいだ大切に保管していた旧料亭「かわ新」大広間の部材をふんだんに用いています。迫力のある味柱をぜひご覧ください。

**6 交流ホール**  
約80帖の広さがあり、最大で130名が収容可能な交流ホールは、様々な活動・集客の場、高等教育機関の学習活動の場など、大人数により多目的な利用が可能です（事前申請要）。

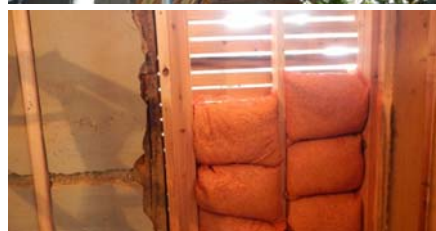
金沢学生のまち市民交流館の間取り（施設パンフレット）

## 地域における持続的な歴史的建造物の修理システムの構築

: NPO しらかわ建築サポートセンター（白河市）

歴史的建造物を保全していくためには、平時から、地域の中で歴史的建造物修理が実施される体制を構築しておくこと重要であることから、NPO しらかわ建築サポートセンターでは、国交省の「平成 24 年度 歴史的風致維持向上推進等調査」を活用して「地域における持続的な歴史建造物の修理システム構築等検討調査」を実施し、現代工法を取り入れた歴史的建造物の修理工法の開発等が行われている。

平成 25 年度も同調査を継続し、伝統工法と現代工法の組み合わせによる修理工法の構築、修理に必要な材料の安定的調達、広域的な職人の連携体制の構築に向けた取り組みが行われている。



木摺り工法による土蔵の修理

壁や瓦の伝統的材料が入手できない	伝統工法の修理方法がわからない	左官、瓦職人の手配ができない	所有者の伝統工法に対する意識が低い	伝統工法の修理がわかる専門家がいない
○サイディングなどによる応急修理で伝統工法の良さが失われ、歴史的景観が損なわれる。 ○遠方から材料や職人を調達し、工費が高くなり時間もかかる。			○土壁の良さ(保温、防火性能など)が維持できない。 ○修理をまたずに取り壊される蔵もでてきた。	

<b>課題1 地元での材料調達手法</b> 破損した伝統工法による土蔵のモデル修理を通じ各種材料の調達を試みた	<b>課題2 選択できる修理工法開発</b> 破損した伝統工法による民家のモデル修理を通じいくつかの工法を実験した	<b>課題3 職人確保や人材育成</b> 2つの工事を研修の場として職人の確保や人材育成を試みた
--	--	---

特に外壁、瓦の材料調達と工法開発人材育成に力をおいて検討

<p><b>土、稲藁・ツタ、瓦について入手や加工の方法が判明</b></p> <p><b>【壁土】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休耕田になっている「ネバとり場」から壁土が採取できることが判明</li> <li>○所有者と契約すれば持続的な壁土の採取が可能であることを確認</li> </ul> <p><b>【稲藁、ツタ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農家等と契約すれば入手可能と判明</li> <li>○市販品で代替可能と判明</li> <li>○「稲藁カッター」による機械化が可能と判明</li> </ul> <p><b>【真竹、篠竹】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○真竹や篠竹の自生場所を確認</li> <li>○加工の手間や保管場所の確保が課題と判明</li> <li>○下地である竹の代替(木小舞など)解決方法を考案</li> </ul> <p><b>【瓦】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○既製品の瓦を使用・裁断しサイズを合わせ、軸葉で色を調整することで、安価に製造できることが判明</li> <li>○小規模な窯元への発注により類似品を製造できることが判明</li> </ul>	<p><b>複数の工法を考案し実験的に施工</b></p> <p>① 調達困難な下地材の見直し</p> <p>② 工期(工費)短縮のための工法 I</p> <p>② 工期(工費)短縮のための工法 II</p>	<p><b>指導者役となるベテラン職人 近隣市の意欲ある若手職人を発掘</b></p> <p>ベテラン職人の指導</p> <p>那須町の職人が参加した修理工事</p>
--	--	---

## (2) 文化財の周辺等における良好な市街地景観の形成

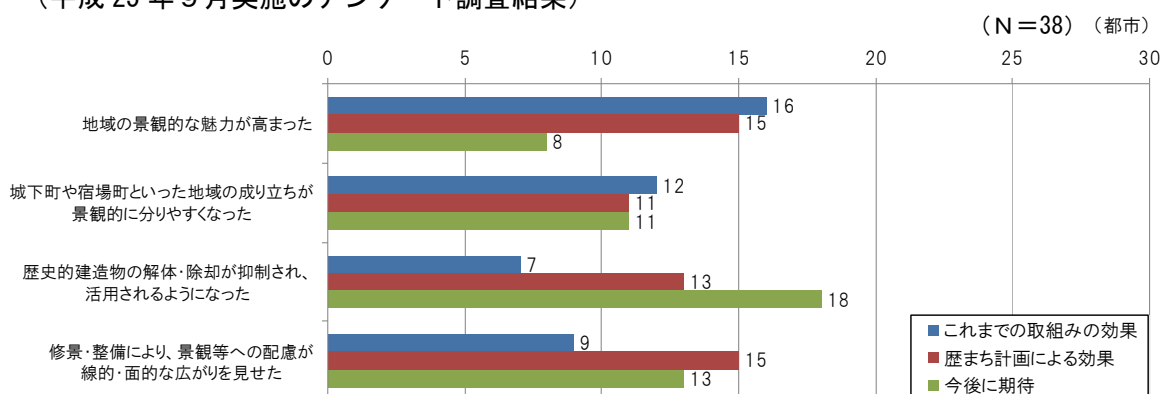
- 文化財の周辺等における良好な市街地景観の形成に係る効果については、まだ歴史まちづくり法ができて5年目であり、認定間もない都市もある中で、各項目について、半数近い都市がその効果を認めている。
- 景観面での効果については、一つは金沢市や亀山市の事例のように、歴史的風致維持向上計画の重点区域内において、景観法に基づく景観計画や都市計画の各種制度等を活用することで、文化財の周辺等における良好な景観形成に一定の効果を挙げている地域が見られる。



- ・ また、これまで手を加えることができなかった文化財指定のない歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、必要な修理等を行ったり、歴史的町並みを形成する建造物の修理・修景に対する助成制度を設けることで、歴史的風致の維持向上に効果を発揮している事例も多い。
- ・ 桜川市や白河市では、東日本大震災で被害のあった歴史的建造物で文化財指定のない物件を積極的に歴史的風致形成建造物に指定し、町並みの復旧が図られている。
- ・ また、道路の美装化や無電柱化の推進により、その沿道において、町並みに合わせた建替えやファサードの修景が進むなど、事業の波及効果が発現している事例も見られる。

## ■文化財の周辺等における良好な市街地景観の形成に係る効果

(平成 25 年 9 月実施のアンケート調査結果)



## 認定都市の声

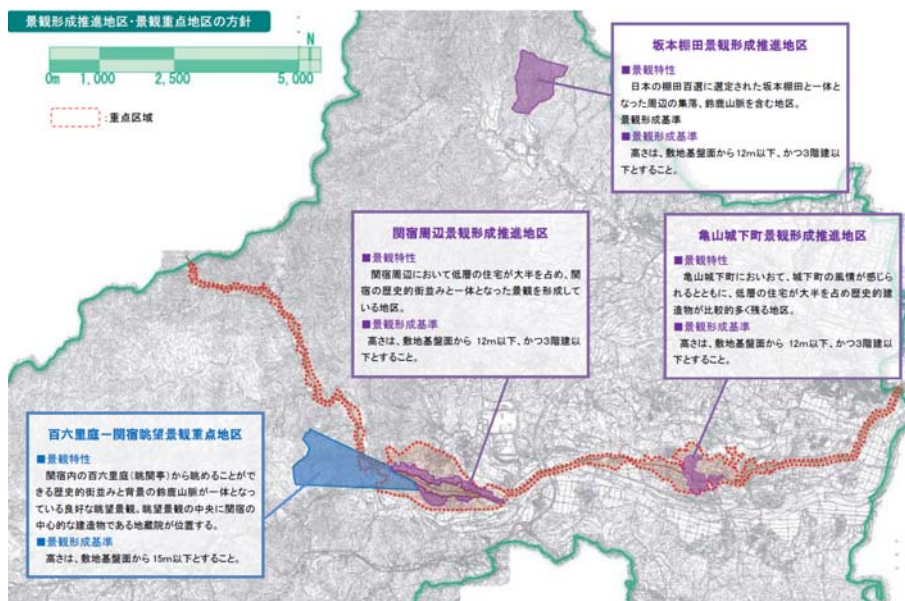
- ・ 重点区域における、新景観条例の制定による指定区域の拡大や景観形成基準の改正、都市計画マスタープランの見直しによる高度地区の更なる指定や地区計画、まちづくり協定の導入等により、一定の効果が現れている。(金沢市)
- ・ 歴史的風致形成建造物の復元修理に伴い、近隣の歴史的建造物所有者の意識が向上し、町の助成を受けて修景整備が行われた。(下諏訪町)
- ・ 東日本大震災で甚大な被害を受けたことにより、歴史的建造物の減少傾向が更に加速することが懸念されたが、それらの建造物を歴史的風致形成建造物に指定するとともに、修理等に対する支援措置を講じたことで建造物の保全が図られ、歴史的まちなみ景観の維持につながっている。(白河市)
- ・ 金澤町家はこれまで、年間約 230 棟のペースで減少していたが、歴史的風致維持向上計画に基づく「金澤町家の再生活用事業」の実施などにより、その減少数は少なくなってきている。

【金澤町家の棟数推移グラフ】 歴史まちづくり事業の実施期間



## 歴史的風致維持向上計画の景観計画への反映（亀山市）

亀山市では、歴史的風致維持向上計画と同時並行的に景観計画の検討を進め、歴史的風致維持向上計画の認定後である平成23年6月に景観計画を策定している。景観計画区域の内、歴史的風致維持向上計画の重点区域については、景観形成推進地区及び景観重点地区の候補地とし、より積極的な景観形成基準等を定める地区とし、建築物等の高さ規制が行われており、景観形成推進地区は高さ12m以下かつ3階建以下、景観重点地区は高さ15m以下で規制されている。また、同計画に基づき景観重要建造物の指定や、定期的なパトロールなど屋外広告物規制の取り組みも進められている。



景観形成推進地区・景観重点地区の方針



パトロールによる屋外広告物の撤去

## 屋外広告物の規制と歴史的・伝統的意匠屋外広告物等の指定（金沢市）

金沢市では、歴史風致維持向上計画の認定後である平成21年3月に金沢市屋外広告物条例を改正し、景観や環境に配慮する新しい基準への見直し、及び優良なデザインを推奨し歴史的な屋外広告物を蓄積する制度を新設している。条例改正に合わせて一つ一つの屋外広告物の水準を高めることを目的に、市民や事業者向けに屋外広告物等設置の考え方・手法等を紹介した「金沢市屋外広告物ガイドライン」を作成する等、歴史的な都市にふさわしい屋外広告物の質的向上と蓄積を図っている。

また、景観上支障となるような屋外広告物等の撤去に関する工事に対して助成を行ったり（助成率1/2、上限額25・50万円【審議会要請の撤去】助成率9/10、上限額100万円）、歴史的まちなみの特徴として後世に引き継ぐべき屋外広告物を「歴史的・伝統的意匠屋外広告物」として指定するなどの取組みが行われている。



屋外広告物の撤去例





志村金物店



経田屋米穀店

「歴史的・伝統的意匠屋外広告物」の指定例

写真：金沢市屋外広告物ガイドライン

### 無電柱化による道路景観の向上（金沢市）

町並み景観の向上を図るために、金沢城跡周辺等において積極的な無電柱化事業を行い、併せて沿道の修景を実施している。

- ◆金沢城お堀通り：金沢城跡の正面に位置する大手門側に造られた道路。当該道路において、歴史とふれあいながら散策できる安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観を形成するための無電柱化が行われている。
- ◆大手門中町通り：当該道路は金沢城の大手門正面に位置し、藩政時代には参勤交代の行列が通った由緒ある通り。当該道路を無電柱化することで、大手門へのビスタが通り、まちの構造をより認識しやすくなっている。



金沢城お堀通りの無電柱化



大手門中通りの無電柱化

### 中山道の無電柱化と道路美装化による沿線への波及効果：町道宮街道線（下諏訪町）

伏見屋邸の公開や旧中山道の道路美装化・無電柱化事業が反響を呼び、「自分の建物も町並みに合わせて修景したい」との住民からの相談が増加。これを受けて、中山道沿いの温泉公衆浴場や個人住宅について助成制度を活用して町並み景観に合わせたファサード修景整備を行っている。



修景整備を行った中山道沿いの温泉施設（左）と隣家の住宅（右）

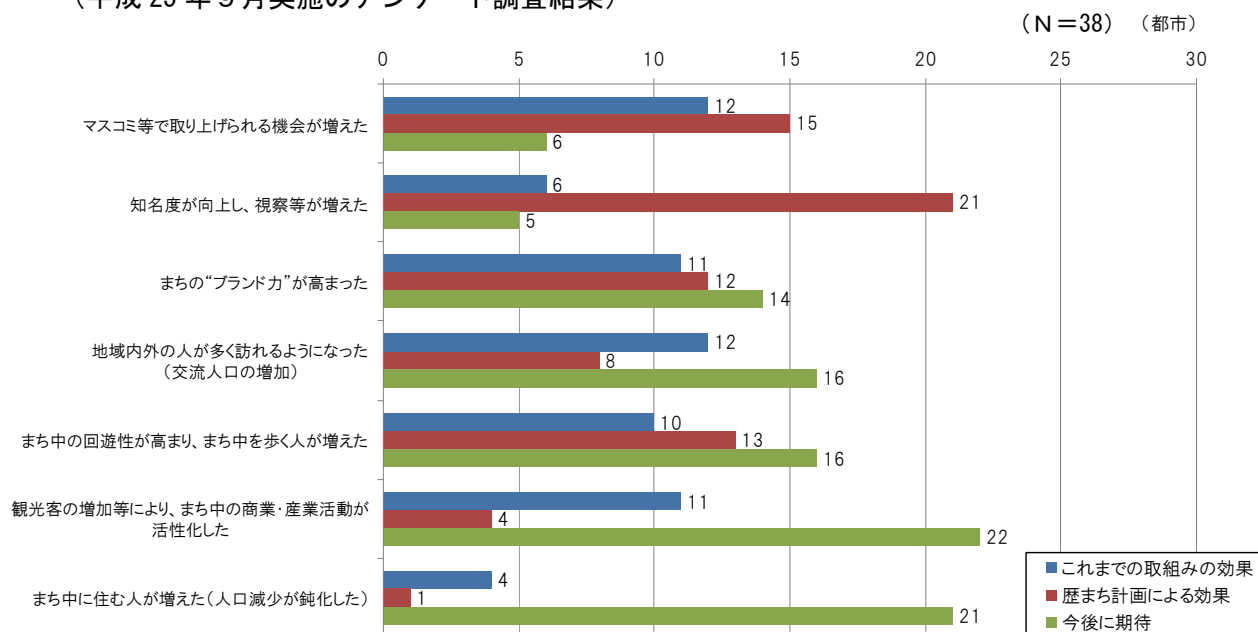


### (3) まち中の回遊性の向上や交流人口の増加等による地域活性化

- ・ まち中の回遊性の向上や交流人口の増加等による地域活性化については、初期に認定を受けた都市もまだ歴史的風致維持向上計画に基づく取組みを始めて5年であり、近年に認定を受けてまだ十分な取組みを実施できていない都市も含まれる中で、その効果を認めている都市は必ずしも多くはないが、道路の美装化や案内板の設置等により、まち中の回遊性が高まり、まち中を歩く人が増えたと回答している都市が13都市見られる。
- ・ マスコミ等に取り上げられる機会の増加、知名度向上による視察等の増加、まちブランド力向上を効果として挙げている都市は、それぞれ15都市、21都市、12都市と多い。このことは、後述する歴史まちづくりに関する地域住民の意識向上にもつながっている。
- ・ 一方で、定住人口の増加や商業・産業活動の活性化は、地道な取組みの継続が必要であり、その効果発現には時間を要することから、歴史的風致維持向上計画に基づく取組みの効果として挙げている都市はまだ少ない。
- ・ なお、高山市では、「継続的に住み続けられる環境創出」を歴史的風致維持向上計画の方針として掲げており、そのための各種取組みの効果を計る指標として「中心市街地における居住者流出抑制」「中心市街地における人口増」を設定し、評価を行っている。

#### ■まち中の回遊性の向上や交流人口の増加等による地域活性化に係る効果

(平成25年9月実施のアンケート調査結果)



#### 認定都市の声

- ・ 歴史的風致の拠点施設となる飛騨高山まちの博物館が完成し、年間18万人以上に利用されている。また、拠点施設を基点とする周遊ルートの整備により、まちなかの回遊性が高まっている。(高山市)
- ・ NPO くろがねの会の歴まち歩きガイドが人気を呼んでおり、既にこの9月で昨年1年間の利用者の1.4倍になるなど、観光振興は着実に進んでいる。(佐川町)



## 認定都市の声

- ・ 金沢の歴史、伝統文化への関心が年々高まっており、修学旅行での来県が平成 24 年度は 211 校と過去最高を記録した。今後は北陸新幹線の開業により、修学旅行のみならず、一般観光客の更なる増加が期待される。(金沢市)
- ・ 歴史資源を活かした交流促進に向け、商工会と共にウォーキングの観光モデルを検討している。観光客が現地で使うお金が直接地元へ落ちるような仕組みづくりに重点を置き、企画も地元旅行業者に依頼して、食べる場所、買う場所、見る場所を具体的に検討・設定している。また、ウォーキングだけでなく自転車も組み合わせてポタリングによる広範囲を巡るコースについても検討中。(亀山市)

## 地元新聞の報道による情報発信（甘楽町）

歴史的風致維持向上計画に関わる事業や調査の進捗について、群馬県の地方紙である上毛新聞（発行部数約 31 万部／県内シェア約 4 割）に度々取り上げられ、積極的な情報発信ができたことで、歴史的風致に興味を持つ来訪者が増加している。



平成 24 年 5 月 24 日 上毛新聞記事  
「石積み用水路調査に補助金」



平成 24 年 10 月 8 日 上毛新聞記事  
「江戸期の風情 今に」

## 歴史的建造物の拠点整備による回遊性の向上：旧矢嶋邸整備事業（高山市）

江戸期の豪商の邸宅跡である旧矢嶋邸の敷地を買い取り、隣接する郷土館と一体的に整備を行い、新たな拠点施設「飛騨高山まちの博物館」としてオープン。年間約 18 万人という予想以上の来場者があり、市民団体等にも有効に活用されている。また、入口別の入場者数調査によると、施設の裏面や側面からの出入りも多いことから、当初目的とした周遊・回遊ルートの拠点としての役割も果たしている。



### 土産品開発等による地域ブランドの確立：さくら咲くプロジェクト（山鹿市）

山鹿市では、さくら湯の再建に合わせて、商工会議所主導により新たな土産品を開発し、併せて情報発信や販路拡大を行うことで「商品ブランドの確立」と「地域ブランドの確立」が目指されている。

### 各種取組みによるまちなか居住の促進（高山市）

高山市では、中心市街地において持家住宅を新增改築または購入する場合や、移住者が借家を借りる場合に対象経費を補助する支援制度を平成 22 年に創設。これらの事業により、平成 22～24 年度の間中心市街地における居住者流出抑制（151 人）、中心市街地における人口増（250 人）の効果が挙げられている。

#### ◆まちなか居住促進事業

自己居住用の住宅の新築、取得、改修をしようとする者に対し、新築、取得、改修に要する費用の一部を補助している。（助成率：対象経費の 2 分の 1 以内／上限額：100 万円）

#### ◆まちなか居住推進パートナーシップ事業

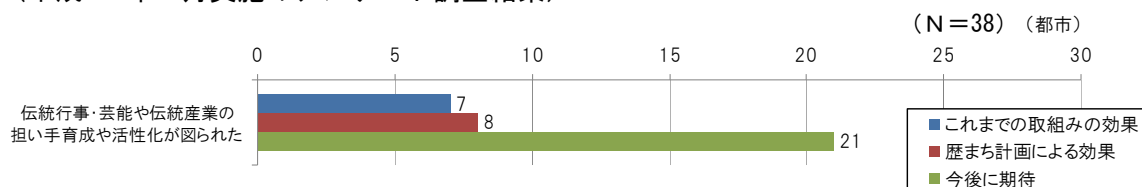
市に登録された中心市街地の登録借家等に移住する者に対し、家賃及び住宅に附属する駐車場の借上料の一部を補助している。（助成率：対象経費の 3 分の 1 以内／上限額：月額 15,000 円／助成期間：3 年間）

## （4）伝統行事・産業等の歴史的活動・文化の継承

- ・ 伝統行事・芸能や伝統産業の担い手育成・活性化については、高山市における神楽舞の復活や津山市におけるだんじりの保存・継承など、その効果も認められるが、多くの都市で今後の課題（期待）として挙げられている。

### ■伝統行事・産業等の歴史的活動・文化の継承に係る効果

（平成 25 年 9 月実施のアンケート調査結果）



### 認定都市の声

- ・ 高山祭の祭礼衣装の復元を行ったことがきっかけで、高山屋台保存会が小学生による神楽舞の復活に取り組むこととなり、50 年ぶりに高山祭で披露された。住民意識の向上が後継者育成へとつながった。（高山市）
- ・ だんじり等の保存修理を公開で実施するとともに若い職人等の事業参加を推進することで製作技術・技法等の伝承、後継者育成に取り組んだ。これらの取組みにより、地域においてもだんじりの保存・継承に関する機運が高まっており、だんじりの歴史と伝統を守るための会が新たに設立される等一部で効果が認められるようになった。（津山市）

### 検番の修理・修景による文化の継承：西検番事務所（金沢市）

「にし茶屋街」において地区を代表する歴史的建物であり、歴史的風致形成建造物にも指定されている西検番事務所の外観及び構造の修理を行い、良好な状態の維持回復が図られている。芸妓衆が芸事を練習する場である建物を保存することにより、ソフト面での継承の器が残されていくこととなり、伝統的活動の継承といったソフト面でも有効に機能している。

また、春祭や夏祭の時期には、観光客に公開し、芸妓衆の芸に触れてもらうような取組みも当該施設を活用して実施されている。お茶屋さんでは敷居が高いが、芸子さんの稽古場を公開して芸事に触れる機会を設けたことで、伝統文化の活性化にもつながっている。



構造の修理の様子  
（白蟻被害のあった柱を根継修理）



芸子の活動の様子

### 保存会への助成支援による後継者育成の促進：騎馬行列の所作（下諏訪町）

町指定文化財である「騎馬行列の所作」の保存会2団体に対して助成支援を実施し、道具の整備や小学生を中心とした後継者の育成に活用された。もともと騎馬行列の所作は7年に1度行われる諏訪大社式年造営御柱祭において披露されるものであったが、後継者育成のために、諏訪大社下社遷座祭にて毎年発表されるようになったほか、「全国木遣りサミット」などのイベントでも披露され、後継者育成の取り組みが積極的に行われるようになってきた。



諏訪大社下社遷座祭で披露される  
騎馬行列の所作の様子

### 祭礼道具の復元修理を契機とした50年振りの舞の復活：高山祭の神楽舞（高山市）

高山祭を伝統的な様式に復元するため、祭礼道具や祭礼衣装の復元修理を行なった。これがきっかけとなり、高山屋台保存会において小学生による神楽舞の復活に取り組むこととなり、春の高山祭で50年ぶりに舞が披露された。この神楽舞の復活は、住民意識の向上が後継者育成へと繋がったことが評価され、新聞等でも広く報道されるなど反響を呼んだ。



50年ぶりに復活した神楽舞の様子



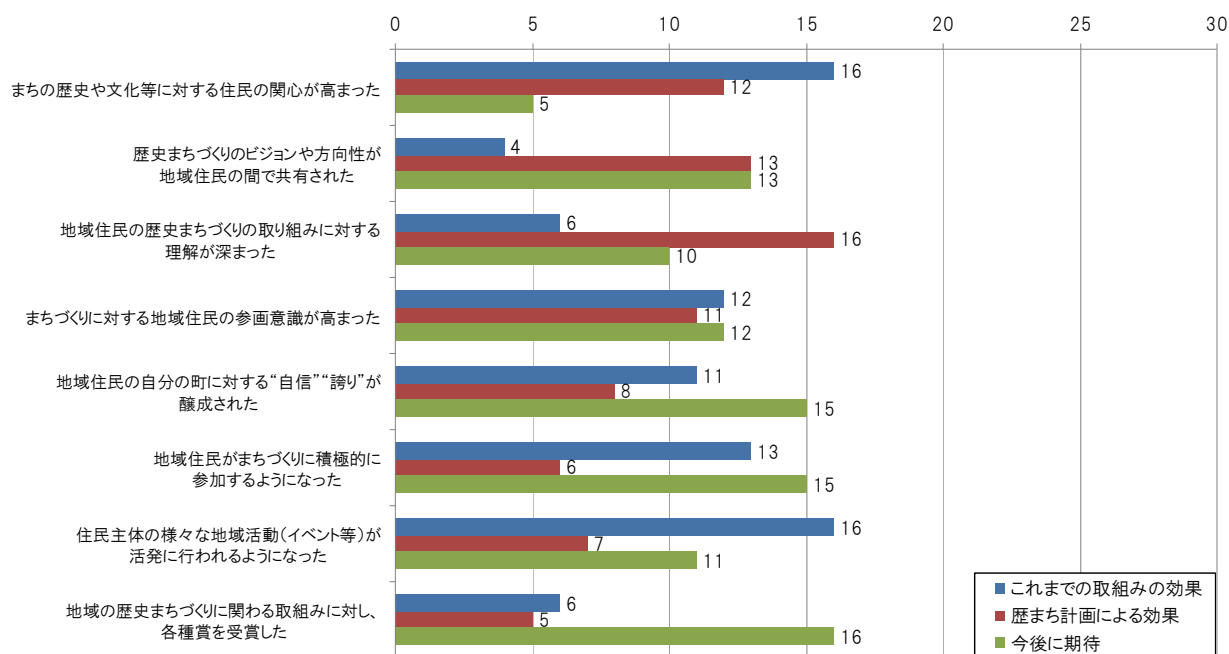
## (5) 歴史まちづくりに関する地域住民の意識向上

- ・ 人々の意識面での効果については、歴史的風致維持向上計画が国の認定を受け、そのことや同計画に基づく取組みが各種メディアで取り上げられたり、目に見える形で町並みの整備等が進むことで、地域住民の歴史まちづくりの取組みに対する理解が深まったことを効果として挙げている都市が比較的多い。
- ・ 今後は、計画に基づく各種取組みにより、地域住民の自分の町に対する自信や誇りを醸成していくことが多くの都市で期待されている。
- ・ また、下諏訪町における住民の自主的な活動によるポケットパーク整備のように、歴史まちづくりに関する意識の向上が、具体的な行動・活動として現れている事例も見られる。

### ■歴史まちづくりに関する地域住民の意識向上に係る効果

(平成 25 年 9 月実施のアンケート調査結果)

(N=38) (都市)



### 認定都市の声

- ・ 金沢市は歴史都市を標榜しているが、歴史風地位維持向上計画の第1号の認定を受け、メディアでも多く取り上げられたこともあり、歴史都市のフレーズはかなり住民の間でも浸透してきていると感じる。(金沢市)
- ・ もともと住民活動は活発であったが、亀山地区の人が関宿のイベントに参加するなど地区同士の交流が増えた。(亀山市)
- ・ 歴史的建造物の復元修理等が完了して、目に見える形で歴史文化を体験できる施設が公開されるようになったことにより、歴史的建造物などを訪れる観光旅行者のみならず地域住民も増加しており、住民の地域歴史文化への関心が高まりつつある。(下諏訪町)



## 認定都市の声

- ・ 遊山の地太宰府としての史跡地の環境整備も進み、来訪者のみならず住民の文化遺産・文化財・史跡に対する目が、地域資源の有効活用という目線で関心を引くようになってきている。さらに、これら不動産部分の地域資源化が進むことで、それらを活用する民間団体の活動も活発化していく兆しが見え、ハード・ソフト両面の事業効果が顕在化しつつある。(大宰府市)
- ・ 啓発事業の実施により修景整備に関する意識が高まり、町並み保存地区の拡大が要望されたため、検討することとなった。(津山市)
- ・ 歴史的風致維持向上計画の策定などがきっかけとなり、成果(町並み整備、周遊客増加など)と課題(高齢化、少子化など)の顕在化・共有化が進み、その結果、枚並み保存会の活動が活性化し、子ども伝承部会等の設立など、新しい取り組みが始まった。

## 歴史まちづくりに関するシンポジウムの開催(甘楽町)

甘楽町では、平成25年8月に、織田宗家ゆかりの歴史的水路「雄川堰」の魅力等をテーマとしたシンポジウムを開催している。このシンポジウムでは、地域の歴史資源の価値を再確認するとともに、これまでの町の歴史まちづくりの取組みの振り返りから、今後の歴史まちづくりの可能性等をテーマとしたパネルディスカッション等が行われ、町民を中心に約450名が参加した。



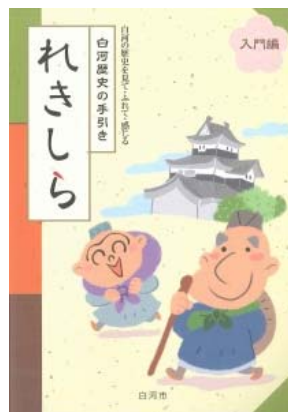
シンポジウムの開催状況



## 地域の歴史を紹介する手引きの作成：白河歴史教科書作成事業(白河市)

白河市では、まちの歴史や文化に対する正しい理解と郷土愛の醸成を図るため、「白河の歴史を見て・ふれて・感じる」をテーマに、小峰城、城下町、南湖公園、歴史的街道のエリアについて、維持向上すべき歴史的風致(白河提灯まつり・白河だるまと白河だるま市・酒造業にみる醸造業・南湖公園の行楽・天道念仏と太鼓芸にみる民俗行事)の内容を織り交ぜながら、足元に残る歴史的資源を再発見するための手引き「れきしら入門編」を作成している。

この手引きは、「白河の歴史 再発見! 事業」として、市内の小学校2年生から中学校2年生を対象に行われている授業で活用されており、地域の歴史・文化に対する正しい理解と郷土愛の醸成が図られつつある。



作成された「れきしら入門編」

公民館単位での歴史資源発掘による意識啓発：わがまち自慢発掘プロジェクト（松江市）

地域ごとに歴史・文化的価値の高いものを中心にお宝を選抜し、それらをつなぐ“まち歩きルートマップ”を作成する事業で、地域における資源（お宝）をまちづくりや観光振興に活かしていくことを目的に取り組まれている。これにより市民の地域への愛着心を育み、各地域の特色に基づいた歴史的なまちなみの形成や地域学習、さらにまち歩き観光の振興につながっている。

公民館単位で区分した全 29 地区での実施を計画しており、平成 24 年度までに 22 地区で事業が完了している。



作成されたまち歩きルートマップ



わがまち自慢発掘プロジェクト会議の様子

事業成果の公表や修理現場の公開による住民意識の向上

：旧亀山城多聞櫓保存整備事業（亀山市）

亀山市では、旧亀山城多聞櫓の復原整備にあたっての調査・研究成果を広報や情報番組、歴史博物館での特別展示や講座の開催など通じて広く情報発信を行っている。また、同時に復原工事の過程を公開する現場公開を 5 回開催し、延べ 800 名の方が参加している。これらの取り組みが、亀山市の歴史文化の情報発信とともに、地域住民の歴史まちづくりに対する意識の向上につながっている。



歴史博物館での特別展示



亀山城を取り上げた広報「歴史散歩」



修理現場公開の様子





## 道路修景整備を通じた住民の理解醸成・民間からの経済支援

：北野上七軒界わい地区（京都市）

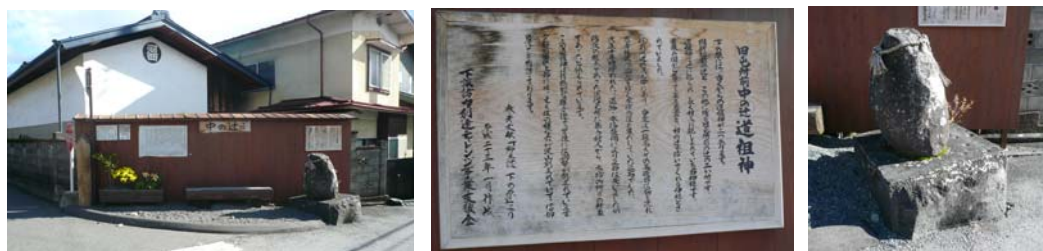
北野天満宮の参道であり、花街上七軒の主要な通りであった上七軒通りの無電柱化・美化整備を実施するにあたり、現状に関するアンケートや説明会の開催、修景整備についてのワークショップ等を実施した。これらの取組みにより市民の理解が得られ、一般社団法人 京都経済同友会からLEDデザイン道路照明灯 11 基（1000 万円相当）の寄付があったほか、上七軒歌舞練場周辺の私道については、京都市及び国からの補助を受けた上七軒お茶屋協同組合により石畳風アスファルト舗装整備が実施された。



写真：京都市 HP (<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000142350.html>)

## 住民の自主的な活動によるポケットパーク整備：中の辻ポケットパーク（下諏訪町）

歴史的風致に対する理解が地域に浸透し、住民組織「第一区春遊会」が主体となって、消防団屯所の移転により生じたスペース（町有地）を有効利用したポケットパークを整備した。町民が自主的・主体的に取り組む事業を支援する「下諏訪力創造チャレンジ事業」（町費単独）の支援金を活用して行われ、低木の植栽やブロック塀に板を貼り付ける修景、長持唄を紹介する表示板等の設置を行い、道祖神を中心とした交流スペースとなった。



住民達の手で整備された中の辻ポケットパーク 全景（左）、説明板（中央）、道祖神の石碑（右）

## 住民組織（まちづくり協議会）の取組みに対する表彰（まちづくり月刊功労者表彰受賞）

：湯田町まちづくり協議会（下諏訪町）

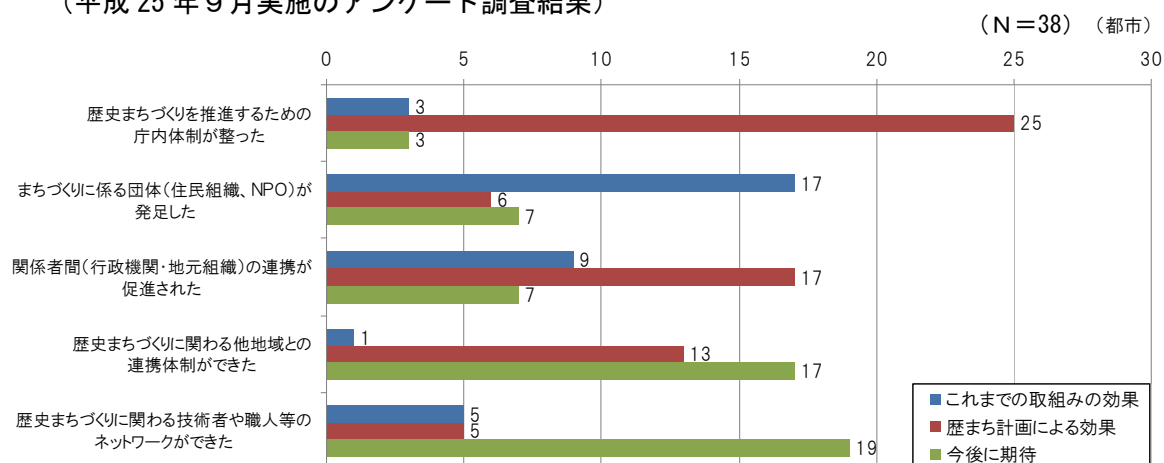
街なみ環境整備事業（平成 18 年～）の一環として中山道下諏訪宿地区内に 3 地区のまちづくり協議会を設立しており、そのひとつである下諏訪宿湯田町まちづくり協議会では、屋号灯の設置や今井邦子文学館の運営のほか、行政単独では困難であった道路美化化及び電柱移転に係る用地交渉・軒配線への協力など、住民主体のまちづくり活動を実施している。これらの活動が評価されて、平成 24 年度に下諏訪宿湯田町まちづくり協議会の活動が国交省「まちづくり月刊」の「まちづくり功労者賞」を受賞し、新聞等でも報道されたことから、地域住民の町に対する誇りの醸成につながっている。

## (6) 歴史まちづくりの推進体制づくり・連携の促進

- ・ 歴史まちづくりを進める組織・体制面での効果として、庁内体制の整備については 38 都市中 25 都市が歴史的風致維持向上計画の効果として挙げており、関係者間の連携促進についても約半数の都市が効果を認識している。
- ・ また、歴史まちづくりに関わる他地域との連携体制については、認定都市による会議等を毎年開催していることもあり、13 都市でその効果を挙げており、当該事項については今後への期待も大きい。
- ・ 歴史まちづくりに関わる技術者や職人等のネットワークづくりについては、広域的な取り組みが必要で時間も要することから、まだ効果として挙げている都市は少数であるが、茨城県建築士会では、平成 24 年度の「歴史的風致維持向上等推進調査」を活用し、専門技術者情報を活用した人材活用支援に関する検討や、歴史的建造物の所有者・管理者、行政との調整を行うコーディネーター育成の取り組み等が行われている。

### ■ 歴史まちづくりの推進体制づくり・連携の促進に係る効果

(平成 25 年 9 月実施のアンケート調査結果)



### 認定都市の声

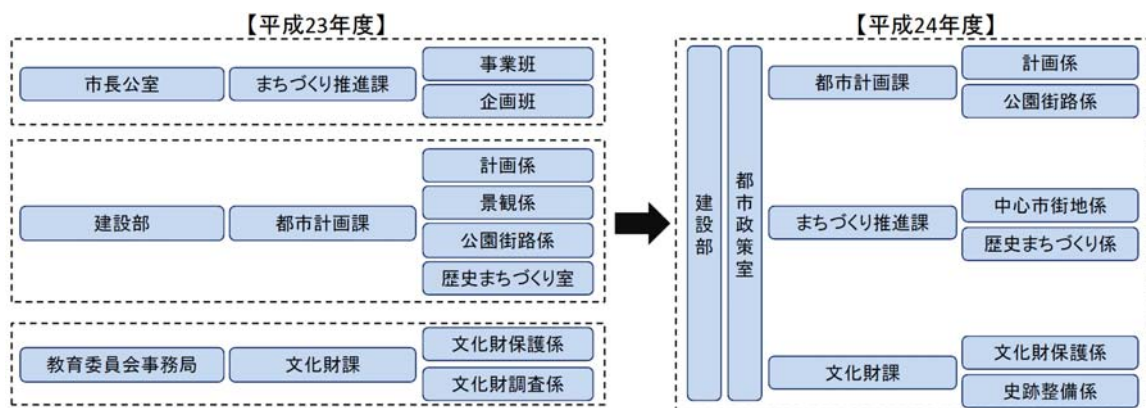
- ・ 文化財担当、まちづくり担当および景観担当からなる「甘楽町歴史的風致維持向上計画推進委員会」により、事業の進捗管理・評価について協議し推進しているため、庁内連携の円滑化が図られ政策の決定が従来より早くなった。(甘楽町)
- ・ 空き家対策については全庁での取り組みとなり、企画課が主管課となり、6 部署が協力して開始された。計画策定後、組織横断型で問題解決を図る取り組みが増加している。(桜川市)
- ・ 市財政部局の歴史的資源の掘り起こしや資源調査に対する予算確保への理解が得られやすくなった。(三好市)
- ・ 今年の 4 月に文化財課長と都市整備課長が入れ替わり、象徴的な人事と話題となったが、それくらい密接だということが示された。そういった動きが出てきたのも、歴史まちづくり法の影響だと考えている。(高山市)
- ・ 歴史的風致維持向上計画の認定以降、様々な会議を通して他地域の建設部局や文化財部局の担当者どうしの繋がりができた。木遣りサミットや水戸浪士サミットなどへ出席し、町の歴史を通じた他地域との繋がりが深まっている。(下諏訪町)



## 庁内の機構改革による都市政策室の新設（白河市）

白河市では、平成 22 年度からまちづくり行政と文化財保護行政の一元的な展開を推進するため、建設部都市計画課内に「歴史まちづくり室」を設置している。平成 24 年度からは、建設部内に「都市政策室」を新設し、まちづくり（歴史まちづくり・景観・中心市街地活性化）、都市計画、文化財各部門の連携による、足元の資源を活かしたまちづくりを推進するための体制強化が図られている。

さらに、「白河市歴史と伝統を活かしたまちづくり庁内推進本部」を組織し、円滑かつ効率的に事業を推進できるような体制を整えている。



## 震災復旧の実例を活用したヘリテージマネージャーの育成：茨城県建築士会（桜川市）

茨城県建築士会では、国土交通省の「平成 24 年度歴史的風致維持向上推進等調査」の補助事業を活用し、ヘリテージマネージャーの育成を目的とする講座を実施している。研修の一環として地元の大工や左官職人を講師に招いて実際に被災物件の修復を行う復旧講座を実施しており、講座の題材として、東日本大震災で被害のあった桜川市真壁地区の歴史的建造物を伝統工法で修理している。

また、実際に被災した歴史的建造物の修復過程、研修参加者（一般建築士）の視点を踏まえた作業時の特徴やポイントを解説付きで映像に記録した教材の制作や、専門技術者情報を活用した人材活用支援に関する検討、歴史的建造物の所有者・管理者、行政との調整を行うコーディネーター育成の取組み等が行われている。



研修としての被災した歴史的建造物の修理



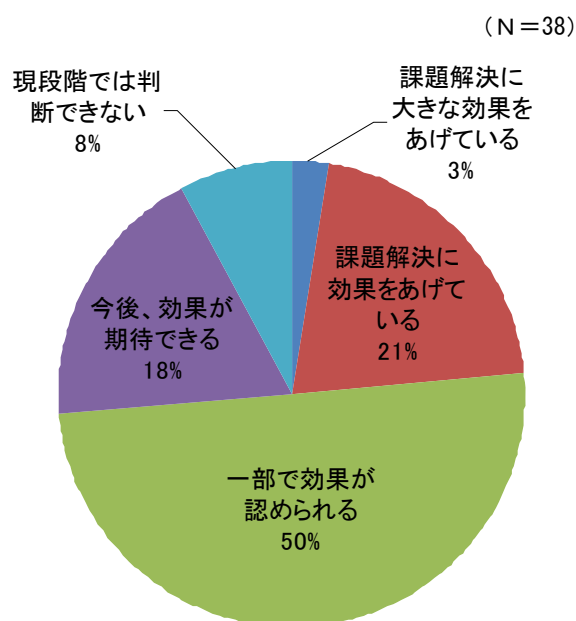
コーディネーター育成のための研修会

写真：平成 24 年度歴史的風致維持向上推進等調査報告書

### 4-3 歴史まちづくりに関する課題解決効果

- ・ 歴史的風致維持向上計画に基づく取組みによる課題解決状況については、「課題解決に効果を挙げている」との回答が 38 都市中 9 都市と約 1/4 となっており、「一部で効果が認められる」との回答を含めると全体の約 3/4 都市が、課題解決効果を認めている。
- ・ 調査時点で認定間もなく、計画に基づく取組みがまだ十分には実施できていない都市も含まれるため、計画に基づく取組み効果を認めている都市の割合はかなり高いといえることができる。

■ 歴史まちづくりに関する課題解決効果（平成 25 年 9 月実施のアンケート調査結果）



#### 4-4 歴史的風致維持向上計画に基づく取組み効果のまとめ

歴史的風致維持向上計画に基づく取組みは、ハード・ソフトの多様な取組みを集中して一体的に推進していくことで、様々な効果の連鎖や波及効果を生んでいる。

歴史まちづくりの推進体制については、計画策定の段階から建設部局と文化財部局が連携して策定が進められることで、計画策定後も事業調整会議等を定期的で開催したり、歴史まちづくりの専門部署が創設されるなど、全庁的な推進体制が構築されているケースが多い。また、市民団体等への活動支援や、認定都市間での情報交換・交流を通じた庁外の連携体制づくりも進んでいる。

ハード面での整備としては、地域の歴史的風致の核となる歴史資源（文化財等）の修理・復原、その周辺における道路美装化や無電柱化、景観計画や屋外広告物条例等と連携した景観の規制・誘導により、良好な市街地景観の形成が図られている。さらに、目に見える形で整備の効果が現れることで、地域住民の意識も向上し、自主的な修景等の取組みが展開するなどの波及効果も見られる。また、町並み整備と合わせて、歩行空間やサイン等の整備が行われることで回遊性が向上するとともに、整備した歴史的建造物を展示・交流施設等として有効に活用することで、まち中を歩く人や交流人口の増加を効果として指摘する声もある。

更に、伝統文化の周知・意識啓発の取組みと合わせて、整備した歴史的建造物を伝統的活動の場として有効活用することで、歴史的活動・文化の継承に上手くつなげている事例も見られる。

#### ■歴史的風致維持向上計画に基づく取組みの効果関係図

